

Title	香果遺珍本『文館詞林』解題と影印
Sub Title	Newly discovered Wenguan cilin manuscripts in the Keio University Library, formerly owned by Hashimoto Tsunesuke : bibliographical introductions and facsimile
Author	一戸, 渉(Ichinohe, Wataru) 矢島, 明希子(Yajima, Akiko)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2022
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.56 (2021.) ,p.351- 445
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20210000-0351

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

香果遺珍本『文館詞林』解題と影印

一戸 渉・矢島 明希子

緒言

唐の第三代皇帝高宗の勅を奉じて許敬宗らが編纂した勅撰漢詩文集『文館詞林』一千巻は、『旧唐書経籍志』や『新唐書藝文志』などに著録されているものの、唐土では宋代には失われ、日本にのみ伝世する佚存書のひとつである。本邦においては九世紀末の藤原佐世撰『日本国見在書目録』に「文館詞林千」とあることから全巻の舶載が確認でき、また弘仁十四年（八二三）に宮中の校書殿にて書写されたいわゆる弘仁鈔本の零巻零葉とその模写・転写本が各所に伝わっている。阿部隆一と尾崎康の

編纂にかかる『影弘仁本文館詞林』（古典研究会、一九六九）は、現存する弘仁鈔本とその模写本や摸刻・翻印等に基づいて『文館詞林』の原姿の復元的研究を試みたもので、巻次未詳の断簡や摸写本を含めて三十巻分が影印されている。むろんそれらのうちには首尾を欠いた断簡の類も含まれており、現在私たちが読むことのできる『文館詞林』のテキストは、単純に巻数のみで換算しても全体のわずか三パーセントにも満たない。

さて、ここに紹介を試みるのは、慶應義塾図書館の所蔵する近世後期の和学者・有職故実家であった橋本経亮（つねすけ、一八〇五）の旧蔵資料「香果遺珍」中よりあらたに見出された『文館詞林』弘仁鈔本の摸写本群であり、その中には従来知ら

れていない佚文が含まれている。当該資料についてはすでに一戸が監修した『橋本経亮旧蔵香果遺珍目録』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇二二）に著録し、同書解題において概要を述べている。さらに同じく一戸が監修・編纂した展示会図録『蒐められた古—江戸の日本学—』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇二二）ではいくつかの図版を掲げ、解説を加えている。

本稿ではこれらの摸写本群を香果遺珍本『文館詞林』と呼称し、その全体の影印を掲げるとともに、解題において書誌的事項を中心に記述し、またそれぞれの摸写本の素性について現時点までに判明した事実を整理してゆく。上記の旧稿と重複する部分もあるが、適宜補訂を加えるとともに、なるべく包括的な記述を行い、以て『文館詞林』研究の基盤整備を試みたい。なお、本稿は後掲の『「文館詞林」巻三四八・巻四五五模抄断簡解題』の部分を矢島が執筆し、その他の部分についてはすべて一戸が執筆・編集した。

《解題》

香果遺珍本『文館詞林』を構成する個々の摸写本について述べる前に、まずは香果遺珍の旧蔵者とその伝来について概略を記しておく^①。

旧蔵者の橋本経亮は宝暦九年（二七五九）に京都の梅宮社（現梅宮大社）の社家橋本家の支流で、朝廷の雑務を担う非蔵人を代々の職とする家に生まれた。明和二年（二七六五）、父毘経^{やすね}の死没により七歳で家督を継いで朝廷への出仕を開始し、また安永七年（一七七八）には梅宮社正禰宜を兼ね、社務にも携わるようになる。このように経亮は近世社会においてはまずもって地下官人及び祀官という身分にあったが、他方で彼は文化的な方面でさまざまな活動を行っている。

職業柄、朝廷の故実に関する知識を習得する必要はあったのだろうが、経亮はそれに留まらず江戸の賀茂真淵や、大坂の契沖、京都の荷田春満などによる新興の古学に二十歳前後から強く惹かれるようになってゆく。京坂への真淵学伝播には賀茂真淵の高弟であった加藤宇万伎（一二二一—七七）が大きな役割

を果たしたが、経亮は礪波今道、内池益謙、上田秋成といった京坂において宇万伎から教えを受けたひとりと安永から天明年間にかけて親しく接するようになり、また伊勢の稲掛茂穂（後の本居大平）をはじめとして宣長門ともしばしば書物の貸借を行っている。経亮は彼らからの影響のもと、『万葉集』をはじめとする上代文献の校勘や古代風歌文の創作に取り組むようになり、天明七年（一七八七）後半頃には上田秋成（一七三四～一八〇九）の門弟にもなっている。

他方で仏光寺の中坊久遠院の第十五代玄熙の子で、好古家として知られた藤貞幹（一七三二～一九七）とは遅くとも天明三年頃には交流があり、寛政年間には経亮は貞幹とともに畿内を中心に古書や古物の調査蒐集を盛んに行うようになる。貞幹は天明八年一月より幕府儒員となっていた柴野栗山（一七三六～一八〇七）とも親しく、また立原翠軒（一七四四～一八二三）や小宮山楓軒（一七六四～一八四〇）といった水戸藩士とも種々接点があったが、経亮は貞幹を介して彼ら幕府や諸大名の関係者の要請に応じて、書物や資史料の調査蒐集にさまざまに協力していたようである。

慶應義塾図書館の所蔵する「香果遺珍」は、こうした諸活動

を行っていた経亮が蒐集・書写した典籍・書画・文書・器物（模写・模造を含む）などの旧蔵資料約一二〇〇点から成る。これらが義塾図書館に収蔵されるまでの経緯は以下の通りである。

文化二年（一八〇五）六月十日に四十七歳で没した経亮の遺品は、その二ヶ月後の八月二十七日に若狭生まれの和学者丘岬俊平によって買い取られ、十一月六日付で俊平から丹後国久美浜の豪商稲葉市郎右衛門英好へと売却されている。なお、稲葉家への売却以前に丘崎俊平が他所へ一部を売却した形跡があり、また経亮はすでに享和二年（一八〇二）八月に蔵書をまとめて京の書肆佐々木竹苞楼へと売却している^②。いずれにせよ稲葉家では以後それらの経亮旧蔵品を長きにわたって保存・管理し、『香果遺珍目録』と題した目録の編纂まで行っている。経亮の旧蔵品に「香果遺珍」という呼称を与えたのも恐らく稲葉家においてである。

大正二年（一九一三）、香果遺珍にとってひとつの転機が訪れる。この年に稲葉家は京都帝国大学に香果遺珍の大部分を寄託することとなった。その経緯には不明な部分が残るが、羽倉敬尚によれば内藤湖南らの依頼があつてのことのようである^③。

この間にどのような調査が行われたかは未詳で、これまでのと

ころ大正四年に刊行された佐佐木信綱『和歌史の研究』に「最近には、橘経亮の遺書類が出たと聞いて、直ちに京都に赴き、新村博士の厚意によって之を見るを得」云々とあって、当時京都帝大図書館長であった新村出を通じて佐佐木信綱が調査を実施した事実が確認できたに留まる。

さて昭和七年（一九三二）頃に稲葉家は京都帝大へと寄託していた分の売却を決め、その大部分は三井合名会社理事の大島雅太郎（一八六八―一九四八）が購入することとなった。大島のもとでも佐佐木信綱や川瀬一馬といった研究者が部分的な調査を行っていた形跡があるものの、その全体像が広く紹介される機会はなく、昭和二十二年（一九四七）十月、大島は自身の所蔵する香果遺珍の大部分を慶應義塾に寄贈することになる。翌年六月に大島は亡くなっており、また寄贈を受けた義塾図書館側でも典籍以外の多様な形態のものが含まれるため本格的な整理が行われる機会もなく、香果遺珍は長らくその存在自体がほとんど認知されないままにあったが、令和三年（二〇二二）三月、前述した目録『橋本経亮旧蔵香果遺珍目録』が完成し、広く研究に利用できる体制が整った。

さて、本稿が紹介しようとする『文館詞林』の新出摸写本群は、義塾図書館が現蔵するこの香果遺珍に含まれていたものである。まずは各々について巻次の若い順に基礎的な書誌情報を整理して掲げてゆく。

○『文館詞林』存卷第一五八詩十八

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糎（第一張横幅三七・七糎、第二張横幅三三・七糎）。字高二〇・〇糎内外。楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九三七。卷一五八の巻首より目録にかけての二十二行分を存する。高野山正智院現蔵の卷子装の弘仁鈔本卷一五八はこの二十二行分を欠くが、これはちょうど弘仁鈔本の一張分にあたると見てよい。当該二十二行はこれまで慶應義塾大学附属研究所斯道文库所蔵柴野栗山旧蔵摸写本（九十二・ト七一・一・以下、栗山本）の双鉤摸写によってのみ知られていたもので、そちらと比較してもこの香果遺珍本は内題に続く撰者署名が省略されているほか、字体も弘仁鈔本に忠実なものとは見做しがたく、卒爾に筆写されたものと思われる。筆写者未詳ながら後掲の巻四五五及び巻六六二乙本と筆跡が一致する。なお、栗山本との本文

の異同は上記した省略以外には認められない。本紙右端の破損を示す墨線の位置が栗山本と香果遺珍本とで共通していることから、両者は同一の断簡から作成された模写と見てよいだろう。

○『文館詞林』存卷第三四八

寛政十二年（一八〇〇）五月写。全二葉（袋附帯）。第一葉、縦二七×五×横幅二〇・四糎、第二葉、縦二七・三×横幅一一・五糎。字高一九・八糎内外。薄手楮打紙。請求記号一三三X@一六〇@九四八。附帯する袋に橋本経亮の筆跡で「撰州八田郡須磨大手勝福寺／寛政十二年庚申五月依 台命於関東模写之時書損／文館詞林 二枚」との識語あり。なお袋に見える朱筆「雑三号」は香果遺珍の旧蔵者である稲葉家において整理のために付したものである。現状は二葉となっているが本文は連続している。結論から述べると、これは経亮が関与して作成された弘仁鈔本卷三四八の模写本の断簡で、馬融「上林頌」末尾七行と馬融「広成頌」冒頭六行の本文と推定される。弘仁鈔本卷三四八は現在失われており、今回出現した模写断簡の本文はどれも従来その存在が知られていなかった佚文で、とりわけ「上林頌」に関しては僅か七行八十九字といえ後漢時代の新出の詩文として大いに注目すべきものである。詳細については後掲の矢島

解題を参照されたいが、書体なども含めて弘仁鈔本に忠実な模写本と見てよい。識語の内容については後述する。

○『文館詞林』存卷第四五碑三五

〔江戸後期〕写。全一葉（三張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糎（第一張横幅四・九糎、第二張横幅一六・一、第三張横幅四〇・四糎）。字高二〇・四糎内外。楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九三八。「此分所在不明分」と墨書ある包紙が付帯するが、これはその紙質等から大正から昭和初期頃に付されたものと推定される。卷四五五の巻首・目錄・「冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本」冒頭十行分までの全二十二行を存し、弘仁鈔本の一張分を模写したものと見てよい。「冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本」百二十字は学界未知の佚文で、また卷四五五の目錄も尾崎雅嘉『群書一覽』、佐々木春行『古書鑑定書目』に断片的な言及があるのみで従来全容が不明なものであった。すなわちこの香果遺珍本の卷四五五の二十二行もまた先の卷三四八の十四行と同様に新たに出現した弘仁鈔本『文館詞林』の本文ということになる。天理図書館に蔵される弘仁鈔本同卷断簡との関係も含め、こちらも詳細は後掲の矢島解題を参照されたい。さて一見して了解されるように先述の

卷一五八と筆跡が同一で、原本の趣を窺うことの難しい筆写本

である点も共通している。また後掲の卷六六二乙本とも同筆である。用いられている楮紙の風合も酷似していることから、同じ人物により卷一五八及び卷六六二乙本と同時期に作成された模写と判断される。

○『文館詞林』存巻第五〇七

〔江戸後期〕写。全二葉。第一葉、縦二六・二×横幅三七・五種、第二葉縦二五・八×横幅三七・〇種。字高二〇・一種内外。斐紙。請求記号一三三X@一六〇@九三九。弘仁鈔本巻五〇七はやはり原本が失われ、これまで先述した栗山本に存する巻末の二十七行分及び尾題のみが知られていたが、この香果遺珍本は栗山本と同一の本文に加えて、栗山本の欠く奥書「校書殿寫弘仁十四年歲次癸卯二月為冷然院書」を存する点が注意される。奥書の文言自体は他巻のものと同一ながら、香果遺珍本の出現により、当該巻には本来奥書が備わっていたこと、栗山本が作成された時点までにその部分が何者かによって切断されたことが新たに判明した。第一葉と第二葉は文章は連続しているものの筆跡が明らかに異なり、別の人物によって筆写されたものであろう。字体等から判断して弘仁鈔本にある程度まで

忠実な模写本だと考えられる。

○『文館詞林』存巻第六六二詔三二

〔江戸後期〕写。全五葉。請求記号一三三X@一六〇@九四〇。弘仁鈔本巻六六二巻首より「後周武帝伐北齊詔二首」第三〇行までを、斐紙と薄手の楮紙とを不統一に貼り接いだ巻紙五葉に模写したもの。第一葉、第二葉、第三葉は各々筆跡が異なり、第四葉と第五葉は同筆、すなわち全体で四種の筆跡が確認される。各葉で本文に部分的な重複があること、本文の傍書訂正及び各葉冒頭の上端に貼られた紙片の漢数字は橋本經亮の筆跡と見られることから、經亮が四名の備書に弘仁鈔本を模写させ、それに經亮自らが訂正を加えたものと考えられる。弘仁鈔本巻六六二も原本は失われており、上述した模写本である栗山本及び佚存叢書の翻刻によってのみこれまでその本文を読むことができたものである。この香果遺珍本に収められている本文自体は既知のもののだが、栗山本が欠き、佚存叢書の翻刻によってのみ知られていた「後周武帝伐北齊詔二首」第六行から第三十行に至る本文が、そこに用いられた則天文字もそのままに模写されており、弘仁鈔本の面影を窺うことのできる点に価値を有する。栗山本が欠く二十四行分は弘仁鈔本の一葉分に対応すると

思われるから、先述の香果遺珍本巻五〇七が奥書部分を具備していることと併せ考えれば、やはり香果遺珍本は栗山本以前に作成された弘仁鈔本の摸写本ということになる。仮に巻六六二甲本と呼ぶ。各葉で寸法や料紙などが区々であるため、以下、各葉の書誌情報を個別に記述する。

第一葉、縦二六・一×横幅二五四・八糎（七張を横に貼継、第一張横幅三七・四糎、第二張横幅三六・五糎、第三張横幅三六・三糎、第四張横幅三六・四糎、第五張横幅三六・二糎、第六張横幅三六・三糎、第七張横幅三五・七糎）。斐紙。字高一九・九内外。冒頭に「壹」と墨書ある貼紙あり。各張左下端に順序を示す漢数字あり。

第二葉、縦二七・八×横幅四三九・六糎（十一張を横に貼継、第一張横幅四〇・三糎、第二張横幅三九・九糎、第三張横幅三九・八糎、第四張横幅三九・九糎、第五張横幅三九・九糎、第六張横幅四〇・〇糎、第七張横幅三九・九糎、第八張横幅四〇・一糎、第九張横幅四〇・一糎、第十張横幅三九・九糎、第十一張横幅三九・八糎）。薄手楮紙。字高二〇・〇糎内外。冒頭に「貳」と墨書ある貼紙あり。

第三葉、縦二一・七（第八・九張のみ二五・七）×横幅二六

五・六糎（九張を横に貼継、第一張横幅五一・六糎、第二張横幅二八・九糎、第三張横幅二九・一糎、第四張横幅二八・四糎、第五張横幅二九・四糎、第六張横幅二八・八糎、第七張横幅二九・二糎、第八張横幅一六・〇糎、第九張横幅二四・二糎）。第八張のみ薄手楮紙を用い、その他は斐紙。字高二〇・一内外。冒頭に「参」と墨書ある貼紙あり。

第四葉、縦二五・八×横幅三八九・七糎（十一張を横に貼継、第一張横幅三七・一糎、第二張横幅三五・三糎、第三張横幅三五・三糎、第四張横幅三四・八糎、第五張横幅三五・五糎、第六張横幅三五・九糎、第七張横幅三一・八糎、第八張横幅三六・〇糎、第九張横幅三六・〇糎、第十張横幅三五・〇糎、第十一張横幅三六・〇糎）。斐紙。字高一九・七糎内外。冒頭に「四」と墨書ある貼紙あり。

第五葉、縦二五・四×横幅二二四・四糎（六張を横に貼継、第一張横幅三六・六糎、第二張横幅三五・六糎、第三張横幅三五・四糎、第四張横幅三四・七糎、第五張横幅三五・五糎、第六張横幅三六・六糎）。斐紙。字高一九・七糎内外。冒頭に「伍／尾」と墨書ある貼紙あり。

○『文館詞林』存卷第六六二詔三二

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糎（第一張横幅三九・六糎、第二張横幅二二・八糎）。字高一九・九糎内外。薄手楮紙。請求記号一三三・X@一六〇@九

四一。弘仁鈔本卷六六二の巻首から目録部分までの摸写で二十二分を存する。これも弘仁鈔本の一分分であろう。筆跡は香果遺珍本の巻一五八及び巻四五五と同一と見てよい。仮に巻六六二乙本と呼称する。

○『文館詞林』存卷第六六二詔三

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・三×横幅七九・八糎（第一張横幅四〇・二糎、第二張横幅三十九・六糎）。字高二〇・一糎内外。料紙は薄手の楮紙だが他の香果遺珍本のものに比してやや目の粗いものが使用されている。請求記号一三三・X@一六〇@九四二。端裏に「此まき重複か」と墨書あり。上記の巻六六二乙本と同じく弘仁鈔本卷六六二の巻首から目録部分までの二十二分の摸写だが、かなり倉卒に筆写されたもので、筆画も粗雑さが目立つ。他の香果遺珍本に同筆と思しきものはない。仮に巻六六二丙本と呼称する。

○『文館詞林』存卷第六九五令下

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二三・九×横

幅五一・九糎（第一張横幅三三・八糎、第二張横幅十八・一糎）。字高二三・九糎内外。薄手楮紙。請求記号一三三・X@一六〇@九

四三。巻六九五巻首より目録に至る三十六行を存する。率爾に書き写したものと見えて極めて筆が粗く、香果遺珍本中に同筆のものはない。末尾に識語「大手ノ勝福寺所蔵ノ巻ノ内」とあるが、阿部隆一「文館詞林考」（前掲『影弘仁本文館詞林』所収）が述べるように本来弘仁鈔本卷六九五は高野山如意輪寺に伝わったもので、それがこの時期に勝福寺に移され、嘉永年間までには如意輪寺に戻されて今に伝わっている。当該注記から、この一葉が勝福寺に移されていた期間に書写されたものであることをこの識語は示していよう。いずれにせよ香果遺珍本卷六九五の本文自体は既に知られているものであるから、摸写としての資料的価値はさして高いものではない。

○『法華三宗相對鈔』

〔江戸後期〕写。全一葉。請求記号一三三・X@一六〇@九四四。以下、各葉について記述する。第一葉、縦二八・〇×横幅三四・四糎、字高二四・七糎内外、楮紙、存三行。第二葉、縦二六・〇×横幅三七・三糎、字高二四・二糎内外、斐紙、存六行。第一葉左端上部に「文館詞林裏」と橋本経亮の筆跡で墨書あり。

二葉ともに「三宗要録第六」との尾題が見え、その本文は叡山文庫蔵『法華三宗相對鈔』卷六末尾に一致することから、弘仁鈔本『文館詞林』の紙背に筆写された千観撰の同書を摸写したものと判断される。どちらも卷六の末尾部分だが、第二葉にのみ「一校了」との識語が見える。書写態度はごく謹直で、原本に忠実な摸写ということができ、香果遺珍本中で同筆のものはないようである。さて、問題はこれらの本文が弘仁鈔本のどの部分の紙背であったかが、上記してきた香果遺珍本のいずれかのものであった可能性が高い。後掲の矢島解題にも論及があるが、阿部隆一及び尾崎康は尾崎雅嘉『文書一覽』別録の記載などより、弘仁鈔本の紙背を用いて筆写された『法華三宗相對鈔』卷六の巻尾は『文館詞林』卷一五八巻首の一張分であったであろうと推定しており、仮にそうだとすれば香果遺珍本に卷一五八巻首の摸写が含まれていることと正しく符合する。

以上が香果遺珍本『文館詞林』の書誌的概要となる。このうち、卷三四八（一三三X@一六〇@九四八）を除く全ての巻と『法華三宗相對鈔』の摸写断簡はもとひとつの袋に収納されていた。当該袋は現状では整理の都合上、卷一五八と一括し

て一三三X@一六〇@九三七との請求記号を付して管理している。影印篇に「附帶袋」として袋の参考図版も掲げているが、表面に朱書「雜沓号」、墨書「文館詞林 詔卅二ノ并裏」、また印記「蒼龍館置」があり、裏面に墨書「香果遺珍／稲葉蔵」がある。いずれも香果遺珍の旧蔵者である稲葉家において付された印及び文字であるから、袋自体も稲葉家において調えられたものと考えられる。

以下、この香果遺珍本の資料的性質を明確にすべく、旧蔵者である橋本経亮と『文館詞林』との関わりについて述べてゆこう。寛政九年（一七九七）は『文館詞林』という佚存書が本邦の知識人社会においてひろく注目されるようになった転機にあたる。この年の春夏の交、江戸の書籍商青裳堂の当主で、後に津輕藩の御用商人狩谷氏の婿養子となり狩谷掖斎の名で知られるようになる高橋真末は、上京中に弘仁鈔本『文館詞林』卷六八八零巻を見出し、それを購求して江戸に持ち帰っている。また同年二月から五月にかけては京の好古家・有職家である藤貞幹が弘仁鈔本『文館詞林』に関する情報を江戸や水戸の人々へとたびたび書信で伝えている。掖斎旧蔵の卷六八八零巻は屋代弘賢、柏木探古等の手を経て、現在は宮内庁書陵部の蔵に帰している

ことなど既に知られているが、同時期の藤貞幹の動向については従来あまり注意を払われていないようである。既述の通り貞幹は経亮とともに種々の調査活動を行っており、香果遺珍本『文館詞林』の性格を考える上でこの時期の貞幹の動きを資料に即して追いかけておく必要がある。

貞幹が幕府儒員で知友でもあった江戸の柴野栗山に宛てた書状を抄出した『蒙斎手簡』という資料がある。その寛政九年二月五日条に以下の記事がある。

許敬宗撰トアリ、藝文志文史類、許敬宗劉伯莊等撰一千卷ノ様ニ相見ヘ申候、被仰下候ハ文人傳一百卷と被存候、右原書撰州一仏刹（上三字傍記「須磨正福寺」）ニ伝来、珍物とも存不申体ニ御座候、何とそ写し取候様に仕度候、六百九十五一巻全ク存し、三百冊八ノ巻ハ奥少々斗存し申候、印章を以考申候ヘハ校書殿にて写し、冷泉院ハ所藏後、嵯峨ヘ被移候事と被存候、冷泉院印嵯峨院印何レモ写し行届不申、残念之事ニ御座候、

また同書の同年五月二日条には、「文館詞林^{六百九十二} 古本出申候、其書甚見事ニ御座候」ともある。すなわち、貞幹は二月五日の時点で勝福寺にあった弘仁鈔本卷六九五と卷三四八の「奥少々」

の存在を、また五月二日には卷「六百九十二」の「古本」出現のニュースを栗山に伝えていたわけである。ただ、後者の「六百九十二」は恐らく卷六六二の間違いで、元の貞幹書状の時点での誤りか、あるいは伝写の過程で生じた誤記かと思われる。

なお、先述した通り卷六六二は現在原本が失われており、栗山本と本稿が紹介する香果遺珍本の二種の摸写本が存在するのである（当該巻の伝来については後述する）。

これに加えて、水戸藩士である立原翠軒宛の諸家の書状を抄出した静嘉堂文庫蔵『諸家手簡』所収の寛政九年五月十一日付翠軒宛寺井菊居書状に以下の記事がある。

一、藤先生より内々申示候筈文館詞林巻半斗取出候也、此節專取斗罷在候手文不申候は、写取之積ニ御座候、弘仁十四年仙洞之御本に写申候書ニ而冷然嵯峨両院之御印も此書ニ而始めて相知申候、尤甚能書之手跡見事成本ニ御座候、近年取出候品の内大奇書ニ御座候、先々御内々御聞置被遊候べく候

差出人は『奇石会品目』（神戸大学図書館蔵）の著作もある京都の好古家寺井次吉郎こと源光忠（号菊居）のことで、以文会会員としての活動も確認できる。当該書状に見える「藤先生」

は藤貞幹のことで、菊居はどうやらこの時期に貞幹の門弟のような立場にあったものと見える。当該書状において菊居は「壹卷半斗」の弘仁鈔本の存在を内々に翠軒側に伝え、同書は手蹟も見事な「大奇書」であると述べているが、「藤先生より内々申示候筈」とある通り、これ以前に弘仁鈔本に関する情報は貞幹から翠軒へと提供されていたようである。

さて、藤貞幹が六十六歳で没したのは寛政九年八月十九日のこと。弘仁鈔本数卷の存在を栗山や翠軒らに伝えてから間もない時期である。佐々木竹苞楼所蔵の貞幹自筆『秘藏書目』に「文館詞林跋尾」とあり、また貞幹の遺品目録である『無仏斎遺伝書領目六』に「文館詞林摹本一卷」とあるのは、⁷⁾前者は摸写か原本か、また後者の摸本もいずれの巻のものかは不明ながら、先の栗山宛貞幹書状と翠軒宛菊居書状を読む限りこの時点では彼らも十分な摸写本を作成してはなかったようであるから、恐らくどちらも貞幹の最晩年に入手したものかと思われる。

ところで、貞幹が没して間もない寛政九年十一月二十三日、橋本経亮は本邦最古の漢籍目録である室生寺本『日本国見在書目録』を目にしている。慶応義塾図書館蔵香果遺珍中の『香果拔粹』二十八冊のうち、現状で第二十六冊目として整理されて

いる一冊（一三三X@一六〇@一七四@二六）に以下の記事がある。

寛政九十一廿三展翫古写本五六百年 大正 室生寺本龍穴御蔵 經
日本国見在書目録粘葉本四十八丁

正五位下行陸奥守兼上野権介藤原朝臣佐世奉

勅撰

考佐世大系図文章博士藤氏儒士ノ始宇多醍醐朝ノ人

坤元録 百卷 文館詞林 産経等ノ目六ミエタリ

『香果拔粹』は経亮自筆の雑記で、調査ノートの内的な内容が一定部分を占めている。右の記事も披見した当日の記録と思しく、だとすれば『日本国見在書目録』に関する記録としては最早期のものといえることとなる。⁸⁾さて、ここで注意されるのは多数の漢籍が著録されている『日本国見在書目録』の中から、経亮がわざわざここで「文館詞林」の書名を書き抜いている点である。これは彼が生前の貞幹を通じて「文館詞林」に関する情報を得、同書に着目していたことを示しているよう。

とはいえ、経亮が実際に『文館詞林』の調査を行ったのはやや後の寛政十一年（一七九九）三月のことである。『橘窓自語』巻四に、

伊勢国伊沢（上一字「射和」ト訂）富山与惣兵衛か家につ
たへしを、今津国神戸俵や久左衛門に所持せる古筆の万葉
集は海内の珍物なり。予先年荒木田久老神主と、もに神戸
をとひ、ねんころにもものして校合をとけたり。⁹⁾

とあり、同書卷二に、

津国神戸里俵や久左衛門の家に古筆の万葉集つたへたるを
校合せしたより、佐々木春行と同行して、須磨大手勝福寺
の什物、（挿入「唐の許敬宗が」）文館詞林の欠巻をみたり
しか、弘仁の御代のものなり。

とある。神戸俵屋所蔵の「古筆の万葉集」とはいわゆる元暦校
本万葉集のこと。『橘窓自語』には時期は明示されていないが
同道していた伊勢の荒木田久老は寛政十一年二月末に滞在中の
京都から難波へ移動しており、また後述する経亮による『文館
詞林』摸刻本の寛政十二年（一八〇〇）十二月の年記ある識語
にも勝福寺蔵弘仁鈔本について「こその春やよひの比佐々木春
行と、もにをかみて」云々とあること、さらに山田以文の書入
本を移写したのと思しい関西大学図書館生田文庫蔵『万葉集
傍注』（九一一・二二一・K一二・一（二〇））に「橘経亮云寛
政十年三月廿日富山所蔵古本万葉当時摂州俵屋何某所蔵懸望展

翫」との墨書があり、¹⁰⁾「十年」は「十一年」の誤写と判断され
ることから、経亮が元暦校本万葉集校合のついでに書肆の佐々
木春行とともに勝福寺にて弘仁鈔本を披見したのは寛政十一年
三月後半頃と推定される。

さらに今回出現した香果遺珍本『文館詞林』卷三四八摸写断
簡に附帯する袋の識語より、経亮は寛政十二年五月に再び勝福
寺に赴き、摸写本の作成に関与していたらしいことが判明した。
改めて原本の改行通りに当該識語を掲げてみる。

摂州八田郡須磨大手勝福寺

寛政十二年庚申五月

依 台命於関東摸写

之時書損

文館詞林 二枚

「台命於関東」は文字通り受け止めるなら幕府の命令という
ことになるが、恐らくは貞幹が『文館詞林』出現の情報を流
していた幕府儒員の柴野栗山か、あるいは既に老中首座及び将
軍補佐の座を退いてはいるが松平定信あたりの意向を指したも
のかと思われる。¹¹⁾ いずれにせよ経亮はその「台命於関東」に基
づいて当時は勝福寺にあった弘仁鈔本卷三四八と卷六九五の摸

写作成に携わったのであり、香果遺珍本卷三四八の摸写断簡はその際の書き損じということになる。

さて、寛政十二年十二月頃に経亮は勝福寺の所蔵する弘仁鈔本の摸刻（竹苞楼蔵版）を出版している。その識語には以下のごとくある。

文館詞林は唐書芸文志千巻とし和名類聚抄序百帙とみえたりその外藤原佐世日本見在書目録にもいたし善隣国宝記にも沙門裔然かわか国につたへしとするせり全部せしはきかされともこゝかしこにちりほひてありしうち津の国むこのかたはら勝福寺におさめたる第六百九十五一巻第三百冊八畝卷等をこそその春やよひの比佐々木春行と、もにをかみてかたはしをかたのこしく小硯の筆してうつしたりしをさくら木にほらせて好事の人にしめすなり

寛政十二年十二月 橘経亮⁽¹³⁾

経亮が出版したのは卷六九五巻首及び末尾、卷三四八末尾のみの摸刻だが、原本に忠実な摸写に基づいて制作されたものと思しく、その精巧さは香果遺珍本卷三四八の摸写断簡を想起させる。右の識語では「こそその春やよひの比」と寛政十一年三月の調査にしか言及していないが、寛政十二年五月に「台命於関東」

によつて経亮が携わった摸写本作成もまた、当該摸刻本の刊行の背景として押さえておくべき事柄かと思われる。ともあれ寛政十二年五月に経亮が関わつて作成されたらしい摸写本の行方は今となつては不明とするほかない。

ところで卷末に「寛政十二年十月廿六日」とのみあり、署名の類を欠いた「文館詞林之叟」と題した文章が写本で若干流布している。阿部隆一の考証する通り当該文章の著者は経亮で間違いない⁽¹⁴⁾、それだけに経亮旧蔵の香果遺珍中の諸資料と対応する記述をいくつか見出すことができる。たとえば「文館詞林之叟」に、

第六百六十八欠卷大和国宇智郡榮山寺ニアリシカ今ハ江戸ニアリシト伝聞セリソノ巻首ノ位署ノ写ヲミタリシニ中書舍人トアリ伝写ノ誤ニヤ本書ヲミサレハ決セス

とあるが、これは先述した経亮の自筆雑記である『香果拔粹』第三冊（一三三X@一六〇@一七四@三）中の以下の記事と正しく対応するものである。

文館一

唐書藝文志第五十 文忠類 文館辞林一千巻許敬宗劉伯莊等撰
江戸二有

文館詞林卷第六百六十八詔卅八 赦宥四

中書舍人太子賓客——勅撰

目六給

漢哀帝改元大赦詔一首

料紙經紙ニテうらは経文行草書也

仏祖三経ニアリ 和名抄序ニアリ

寛政十二年六月廿五日高尾山虫干一覽

位署の「中書令」とあるべき箇所「令」が脱落している点など「文館詞林之吏」との一致は明らかだが、じつは右の『香果拔粹』とよく似た記事が佐々木春行『古籍鑑定書目』に見える。

○文館詞林卷第六百六十八 詔卅八 赦宥四

位署在

目錄ノ初 漢哀帝改元大赦詔一首

料紙經紙ニテ裏は経文行草書ナリ 此卷江戸ニアル

由先年狩谷氏ヨリ申来^⑮

こうした文言の一致は、経亮と春行とが得た情報の出所が同一のものであったことを示唆し、恐らくそれは『古籍鑑定書目』に見える「狩谷氏」、すなわち江戸の狩谷掖斎であったかと思われる。掖斎が狩谷氏の婿養子となつて津軽屋の家名を相続したのは寛政十一年十二月のことであるから時期的にも符合す

る。とはいえ『香果拔粹』に見える寛政十二年六月二十五日の「高尾山虫干」が何を指すかはやや不明瞭な部分がある。先述の通り、弘仁鈔本卷六六八は掖斎が寛政九年春に京都で入手して江戸に持ち帰り、同年十月には幕臣の屋代弘賢に譲っている（宮内庁書陵部蔵弘仁鈔本卷六六八弘賢識語参照）。となればこれらの情報は弘賢が「高尾山」で虫干を行った際に掖斎ないしその周辺人物が書き留めた内容が元になっているよう。ただ仮に「高尾山」が高尾山薬王院であるとすると、弘賢がわざわざそうした市中から隔たつた場所で行う必然性も薄く、結局のところこの「高尾山虫干」が何を指すのかについては未詳とするほかない。

ともあれ経亮が「文館詞林之吏」を執筆したのは同じ寛政十二年の十月二十六日のことであるから、この「高尾山虫干」が行われてから僅か四か月ほどの間にその情報が経亮（及び春行）のもとに届いたことになる。経亮と掖斎との接点については従来知られていなかったが、慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の『万葉集』（二三三X@一六〇@二六四）に、経亮が江戸へ出ていた享和元年（一八〇一）四月二十九日に掖斎と共に万葉集の会読を行った際の記録と思しき内容が近時確認された^⑯。経亮にとつ

て享和元年の江戸出府は天明五年（一七八六）九月以来じつに十五年ぶりのことで、滞在期間も二月末から五月初頭頃までとさして長いものではない。恐らく経亮と棧斎は享和元年以前に何らかの形で接触があり、それが経亮が出府した際の交流に繋がっていったものと考えられる。

ところで、「文館詞林之叟」において経亮は「今度白雲上人持来ラレシ第六百六十二卷許本二行欠一卷第五百七欠一卷等ニテ全卷欠卷伝聞セシモ六卷ノ存在ヲ知タリ」と述べている。この白雲について阿部隆一は「残念ながら白雲上人がいかなる人かわかわらず、何処から持ち来ったのかも明かでない」とするが、まず白雲は谷文晁の影響のもと松平定信編『集古十種』編纂のために各地を奔走した画僧である。¹⁹さらに経亮の歌稿である『寛政十二年詠草』に、

高野に得たりとて白川の僧白雲文館詞林一卷をみせし時
ふみのみかみをしてまでもさかの代のものみることとは又と
あらしな

弘仁十四年校書殿にて嵯峨院のためにかけるよし奥書
にありて冷然院嵯峨院の印ありし也。むこのかたはら
勝福寺にありしとひとつものなり。くはしく白雲にあ

たへし考にしるせり。²⁰

とあることから、弘仁鈔本卷六六二及び卷五〇七残簡はやはり高野山が出所であったことが判明する。寛政十一年及び同十二年に白雲は白河藩御用絵師の大野文泉とともに長期にわたって資料探訪を目的とした西遊を行っている。むろん、定信の意を受けてのものである。この二度の西遊の際、白雲は大坂の木村兼葭堂宅をたびたび訪問し、そこを拠点として各地へ調査に向かっている。²¹弘仁鈔本卷六六二については先述の佐々木春行『古籍鑑定書目』に「同六百六十二卷 大坂兼葭堂二在 背文三宗相对抄第六」とあって兼葭堂が所蔵していた時期もあったようであるから、白雲が高野山から持ち出したというより、それ以前に流出し、卷五〇七残簡ともども兼葭堂の蔵に帰していたものをまとめて譲り受けたものと考えられる。²²斯道文庫の所蔵する先述の栗山本の見返しにある墨書では、

五百七 白川羽林源公蔵
六百六十二 同

とこの二巻を松平定信の藏品としているが、これはつまり白雲の寛政十二年の西遊の収獲のひとつであったわけである。また先に引いた『寛政十二年詠草』中の「くはしく白雲にあたへし

考にしるせり」との一文も注目される。これは経亮の考証「文館詞林之叟」のことを指すと見て相違ないだろう。白雲が定信の命で西遊していたことは経亮も当然知っていただろうから、つまるところ「文館詞林之叟」は、定信を主たる宛先として経亮が白雲に書き与えたものということになる。恐らく白雲は弘仁鈔本卷六六二及び卷五〇七殘簡に経亮の考証「文館詞林之叟」を添えて定信に上呈したのではなかろうか。

さて先に掲げた「文館詞林之叟」からの引用に「全卷欠卷伝聞セシモ六卷ノ存在ヲ知タリ」という一節があつたが、経亮が存在を知った「六卷」とは彼が当該文章の中で言及している卷三四八、卷五〇七、卷六一三、卷六二二、卷六六八、卷六九五のことを指している。⁽²³⁾このうち香果遺珍本には卷六一三と卷六六八が含まれていないが、前者は『仏祖三経』に見える佚文のことであり、後者は先述の通り狩谷掖斎ないしその周辺からもたらされた伝聞情報に基づくものであるから、どちらも経亮が摸写を所持していないのは当然である。また、このことは「文館詞林之叟」を執筆した寛政十二年十月の時点で、経亮は現在の香果遺珍本に含まれている卷一五八巻頭部及び卷四五五斷簡の摸写を未だ入手してはいなかったことを意味する。香果遺珍

本の卷四五五は斷簡の摸写であるため卷数不明として、「文館詞林之叟」執筆時には単に言及しなかっただけとも考えられそうだが、先述したように香果遺珍本の卷一五八と卷四五五の摸写の筆跡は同一であり、経亮は寛政十二年十月以降にこの二卷分（同筆の卷六六二乙本も含めれば三卷分）を同時に手に入れたと考えるのが妥当である。

このほか、慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の『延喜式』（二三三X@一六〇@四七一）は経亮による書入校訂本だが、その第三冊の見返しに経亮筆で以下のような墨書がある。

高野ほうせう院要類うら文館詞林アリ

文化元八廿五虫はらひ

東寺一切経中楞伽経四卷宋蔣之奇序

自筆東坡自筆等あり

経亮にはこうした調査メモ風の書付けを見返しに記す癖があるが、第二行から第四行までは文化元年（一一八〇四）八月二十五日の東寺の虫干しに際して宋版『楞伽経』蘇軾写刻本を披見した折のもので、第一行は高野山宝性院に蔵されていた弘仁鈔本『文館詞林』の紙背について記したものである。弘仁鈔本に關する情報の出所は不明ながら、これも恐らく第二行以降が書か

れた文化元年八月頃に記されたものと推定され、経亮が継続して『文館詞林』に関する情報収集に努めていた様子が窺われる。

以上、弘仁鈔本『文館詞林』をめぐる藤貞幹及び橋本経亮による調査活動を追いつつ、香果遺珍本を構成する摸写本群の収集過程を可能な限り跡付けてきた。経亮らがこれほどまでに弘仁鈔本の調査に熱心であった理由としては、ひとつには松平定信をはじめとする高位の武家や東西の富裕な好古家たちがその情報を欲していたことがまず挙げられるだろう。和学者として一定の野心を抱いていた節のある貞幹や経亮のような人物にとつて、自身の持つ学識を提供することを通じて大名などの貴顕と繋がりを得ようとすることは、儒者ですら登用の機会が極めて限られていた近世日本にあつて得がたい機会であつたはずである。他方で、彼らの調査活動は学問的な探求心に基づいていたこともまた確かだろう。ただ、彼らの弘仁鈔本への関心は嵯峨天皇の御璽である「冷然院印」及び「嵯峨院印」、また奥書に見える「校書殿」など平安前期における朝廷の諸制度を知る上での素材としての部分にかなりの比重が置かれている。経亮らの佚存書の探求は、漢籍自体を対象としたものというより、あく

までもそれらを重んじ受容してきた過去の日本への関心に基づくものであつたと理解することができらるだろう。いずれにせよ、本稿があらたに紹介した『文館詞林』の佚文は、一千巻という分量全体からすれば極めて微細な断片に過ぎないとはいえ、上記してきたような経亮らの調査活動の結果として今日に伝わったわけである。

注

- (1) 拙著『上田秋成の時代』(ベリかん社、二〇一一)所収『香果遺珍目録』翻印と影印」「橋本経亮の蒐集活動」、及び前出の『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』『蒐められた古—江戸の日本学—』参照。以下、とくに断りのない限り経亮の伝記及び香果遺珍の伝来に関する記述は上記文献による。

- (2) 『竹苞楼来翰集』(臨川書店、一九八二)書状番号六・七参照。

- (3) 羽倉敬尚「有職故実学者橋本経亮の遺書」(『典籍』十号、一九五四)。

- (4) 阿部隆一「文館詞林考」(『影弘仁本文館詞林』古典研究会、一九六九、所収)及び尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐって」(『ビブリア』四十四号、一九七〇)。
以下、同書からの引用は国立国会図書館所蔵本を底本とする松尾芳樹「藤原貞幹書簡抄『蒙斎手簡』(下)」(『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』三十八号、一九九四)に拠るが国会図書館蔵本に基づいて翻字の一部を訂正した。
- (5) 清野謙次『日本考古学・人類学史』上巻(岩波書店、一九五四)四四五頁及び杉本欣久「江戸時代における古美術コレクションの一样相——古鏡の収集と出土情報伝達——」(『古文化研究 黒川古文化研究所紀要』第十五号、二〇一六)参照。
- (6) 『秘蔵書目』及び『無仏斎遺伝書領目六』は古澤義則「藤貞幹に就いて」(『国語説鈴』立命館出版部、一九三二)の翻字に拠った。
- (7) なお注4前掲阿部隆一「文館詞林考」が経亮の著作であると考証する「文館詞林之叟」にも『日本国見在書目録』について「予寛政九年十一月廿三日閱(古写本粘葉二
- (8) テ室山室生寺印アリ」近日板行ス」(引用は阿部隆一論文の翻印による)とあつてかたがた符合する。経亮の遺著『梅窓筆記』(文化三年刊)にも室生寺本『日本国見在書目録』に関する言及があるが、こちらでは「書肆カ買得セシヲミルニ」と披見した経緯を記すものの、その時期については記していない。
- (9) 以下、引用は慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の経亮自筆本(一三三X@一六〇@一四八)による。なお本稿に引用した箇所はいずれも日本随筆大成の翻字と大きな異同はない。
- (10) 神宮司庁文化課編『荒木田久老歌文集並伝記』(神宮司庁、一九五三)所収の『槻落葉哥集』巻六及び伊藤正雄「荒木田久老の生涯」参照。
- (11) 吉永登「生田文庫」(関西大学図書館報『籍苑』第二十号、一九八五)に当該書入れについて紹介あり。
- (12) 定信編『集古十種』(寛政十二年序刊)銅器部二に「橋本肥後守蔵鏡図」が掲載されており、また定信の著述『輿車図考』の文化元年七月の年記ある自序中に「もとより縉紳家へもたづねまたは橋本経亮などへもとひものした

るが」云々とある。さらに寛政年間に作成された東寺百合文書の模写本のひとつである白川本の編纂にも経亮が関与した可能性が高い（前掲『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』解題参照）。

- (13) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」の翻字に拠りつつ、原本に基づいて一部の文字を改めた（「かたのことに硯の筆して」を「かたのことに小硯の筆して」と訂した）。
- (14) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」参照。以下、「文館詞林之吏」からの引用は同論文の翻字による。

- (15) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」の翻字によるが、斯道文庫所蔵紙焼写真マG一四〇九により原本に即して改行箇所を改めた。

- (16) 梅谷文夫『符谷校斎』（吉川弘文館、一九九四）。

- (17) 前掲『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』及び『蒐められた古—江戸の日本学—』参照。

- (18) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」五三〇頁。

- (19) 白雲の画業及び伝記については『定信と画僧白雲—集古十種の旅と風景—』（白河市歴史民俗資料館、一九九八）参照。

- (20) 引用は木村仙秀「橋本経亮の家系と日記」（『木村仙秀集』第七卷、青裳堂書店、一九八五、所収）所引の本文に基づいた。

- (21) 佐川庄司「画僧白雲伝記点描—展示概説にかえて—」（注19 前掲『定信と画僧白雲—集古十種の旅と風景—』所収）参照。

- (22) 先に『蒙斎手簡』所収の寛政九年五月二日付柴野栗山宛藤貞幹書状に見える「文館詞林^{六百九十一}」は卷六六二の誤写ではないかと述べたが、この寛政九年に出現した当該巻が兼葭堂の蔵に帰したのだとすれば辻褄が合う。『兼葭堂日記』によれば貞幹は兼葭堂の許を来訪している。

- (23) 前掲『蒐められた古—江戸の日本学—』解説において前者は「文館詞林之吏」の言う「六卷」を香果遺珍本に含まれる卷一五八・三四八・四五五・五〇七・六六二・六九五の六卷分を指したものと解し、香果遺珍本『文館詞林』は経亮が主として寛政十一年から翌年にかけて収集した模写本であると推定したが、以下に述べるようにそれ以後に経亮が入手したものも含まれると見るのが妥当である。ここに訂正しておきたい。

【附記】本研究はJSPS科研費19K00351の助成を受けたものである。原本の画像の使用をお許し下さった慶應義塾図書館に感謝申し上げます。

『文館詞林』卷三四八・卷四五五模抄断簡解題

矢島 明希子

過日、慶應義塾大学図書館が所蔵している橋本経亮のコレクション・香果遺珍の整理が行われ、その『文館詞林』模抄断簡類の中から二点の佚文が発見された。この発見は、『文館詞林』研究においても、またそれぞれの内容に関わる諸領域においても、大いに意義のあるものと考えられる。そのため、本課題では、特にその二点の断簡とそれらをめぐるこれまでの研究状況について整理したい。

一・卷三四八断簡（二三三X@一六〇@九四八）

当該資料は二葉の紙片からなる断簡で、第一葉は紙面高さ二七・五糎、幅二〇・四糎、九行を存し、第二葉は紙面高さ二七・

三糎、幅十一・五糎、五行を存す。第一葉八行目に「廣成頌一首 後漢馬融」という題名が見えるため、それ以降は自ずと馬融の「廣成頌」であることが知られる。「廣成頌」は『後漢書』馬融伝に、

臣聞昔命師於韃囊、偃伯於靈臺、或人嘉而稱焉。彼固未識夫雷霆之爲天常、金革之作昏明也。……

と、載録されており、これと照らし合わせると、この二葉が連続した断簡であったことが分かる。

では、この「廣成頌」が収められたのは『文館詞林』の何巻に当たるのかというと、内閣文庫所蔵模抄本『文館詞林』卷三四八の卷首目録に、

西晉張載平吳頌一首并序

東晉孔甯子平洛頌一首

後漢馬融上林頌一首

廣成頌一首

とあることから、本断簡は『文館詞林』卷三四八の一部であり、前半の七行は同じく馬融の「上林頌」の末尾と見てよいだろう。

本断簡の包紙には、橋本経亮によって寛政十二年（一八〇〇）五月に幕府の命を受けて須磨の勝福寺所蔵の弘仁鈔本を写した、

その書き損じである旨が記されている（参考図版）参照。経亮は、その前年の寛政十一年（二七九九）三月に勝福寺で書肆・竹苞楼主人の佐々木春行と巻六九五および巻三四八の欠巻を閲覧し、十二年十二月にこれを模刻・頒布しているが、この時模刻されたのは巻三四八の尾題と璽書のみであった。当時、勝福寺にどれほどの内容が所蔵されていたのか定かではないが、阿部隆一氏は、巻名未詳零巻・巻六九五・巻三四八の後半部分が一軸に装されて『法華三宗相对抄』（以下「相对抄」）巻十八をなしていたとみなし、巻三四八は「広成頌」の末尾を含む尾の方のみを存していたのではないかと推測している。本断簡は『文館詞林』の佚文を伝えるだけでなく、寛政十二年五月の時点で、完全でないにしても巻三四八の尾題と御璽以上の内容が勝福寺に存在していたことを示しているよう。

次に、「上林頌」及び「広成頌」の成立と伝来について見たい。まず、先に触れたように「広成頌」は『後漢書』馬融伝に載録され、その成立の経緯が次のように語られている。

（永初）四年、拜爲校書郎中、詣東觀典校祕書、是時鄧太后臨朝、鸞兄弟輔政。而俗儒世士以爲文德可興、武功宜廢、遂寢蒐狩之禮、息戰陳之法。故猾賊從橫、乘此無備。融乃

感激、以爲文武之道、聖賢不墜、五才之用、無或可廢。元初二年、上廣成頌以諷諫。

永初四年（一一〇）、幼い安帝の摂政となった鄧太后は、文徳を重視して狩猟などの武功を軽視した。古代の狩猟とは、獲物を祭祀に供する儀礼的な性格と軍事訓練としての性格を持つものであったが、時代が降るにつれて遊蕩と見なされ、非難されるようになる。しかし、古来の礼を重んじた馬融は、狩猟を廃したが故に世の秩序が乱れたと憂え、元初二年（一一五）に「広成頌」を奏上してこれを諫めた。広成とは現在の河南省臨汝付近にあったとされる苑園で、上林苑とともに皇帝の狩り場である。結局馬融は鄧太后と対立し、禁固されるという事態に至るが、建光元年（一二二）に鄧太后が崩御すると、再び中央に復帰することになる。

このように、「広成頌」は内容も成立も正史に記され現在まで伝わっているが、一方の「上林頌」は『太平御覧』巻五八八・頌讀が引く晋・摯虞『文章流別論』に、

若馬融廣成・上林之屬、純爲今賦之體。而謂之頌、失之遠矣。とあり、梁・劉勰『文心雕龍』巻二・頌讚篇に、

馬融之廣成・上林、雅而似賦、何弄文而失質乎。

とあるなど、「広成頌」と並ぶ作品として名は知られていたものの⁽³⁾、内容はほとんど伝わっていなかった。また、成立についても史料中にわずかな手がかりを残すばかりである。

『藝文類聚』巻一百・災異部「蝗」が引く魏・曹丕『典論』には、

議郎馬融、以永興中、帝獵廣城（成）、融從。是時北州遭水潦蝗蟲、融撰上林頌以諷。

とあり、永興年間（一五三―一五四）に桓帝の狩獵に隨行していた馬融は、蝗害や水害が起きたために「上林頌」を撰述して桓帝を諫めたという。

『後漢書』孝桓帝紀の永興年間の記事から特に蝗害・水害に關係する記事を見てみよう。

（永興元年）秋七月、郡國三十二蝗。河水溢。百姓飢窮、流冗道路、至有數十萬戶、冀州尤甚。詔在所賑給乏絕、安慰居業。

（永興二年）六月、彭城泗水增長逆流。詔司隸校尉、部刺史曰、蝗災爲害、水變仍至、五穀不登、人無宿儲。其令所傷郡國種蕪菁以助人食。京師蝗。東海胸山崩。

（永興二年）九月丁卯朔、日有食之。詔曰、朝政失中、雲

漢作旱、川靈涌水、蝗蝻孳蔓、殘我百穀、太陽虧光、飢饉荐臻。其不被害郡縣、當爲飢餒者儲。天下一家、趣不糜爛、則爲國寶。其禁郡國不得賣酒、祠祀裁足。

このように、永興年間には各地で蝗害や水害が起こり、それに起因した飢饉など大きな被害が出ていたことが分かる。そして、永興二年の十一月に、

校獵上林苑、遂至函谷關、賜所過道傍年九十以上錢、各有差。

とあり、桓帝は上林苑で狩獵を行っている。『典論』には上林苑ではなく広成苑で狩獵を行ったとあるが、『後漢書』孝桓帝紀の永興年間の記事からは、上林苑での狩獵しか見られない。ただ、孝桓帝紀中には広成苑・上林苑の両方で狩獵をしている例がいくつも見られることから、⁽⁴⁾蔣曉光氏は広成苑と上林苑での狩獵が一体のものであった可能性を指摘している。⁽⁵⁾『典論』と『後漢書』の記事から判断するならば、「上林頌」はおそらくこの永興二年頃に作られたものと推測できよう。⁽⁶⁾

しかし、「上林頌」は早くに失われ、これまでに伝わる佚文は隋・杜台卿『玉燭宝典』が引く「馬融上林頌曰、鶉鷃如煙」というわずか四字のみであった。さらにいえば、『玉燭宝典』もまた中国では失われ、清末、日本伝来の写本によって中国に

逆輸入された佚存書である。つまり、この四字さえも長い間知られていなかったといえる。

それが近年、『文館詞林』研究の中で、高野山宝寿院所蔵の弘仁鈔本『文館詞林』巻次不明断簡を「上林頌」の一部と見る説が出てきている。まず、尾崎康氏はこの不明断簡について、卷三四七と筆跡が同じこと、内容や文体が「広成頌」に似ていることなどから、卷三四八の「上林頌」の一部ではないかと推定し、不明断簡の紙背は『相对抄』卷十三であり、卷十八をなしていたとされる『文館詞林』卷三四八末尾とは巻次が異なることから、この不明断簡も卷三四八の一部であるとすれば、本巻はいくつにも寸断されて『相对抄』の書写に用いられたという可能性を示した。^⑦

そして、中国でもこの宝寿院不明断簡を巡って議論が起きている。中国では、日本の寛政年間に刊行された『佚存叢書』収録巻が清末の『粵雅堂叢書』に収められ、続いて楊守敬がさらに多くの残巻を『古逸叢書』に収めた。民国初に至り、董康が大覚寺本によって補ったものが『適園叢書』に収録されたが、宝寿院不明断簡はこれらに含まれていない。再来日した董康がこの不明断簡も含めて影印したことによって、ようやく中国で

も知られるところとなった。しかし、これは極めて少数数だったために広くは普及しなかったらしい。その後、一九六九年に日本で古典研究会編『影弘仁本文館詞林』（編者刊）が刊行され、より揃った影印本として紹介されている。^⑧

とはいえ、宝寿院不明断簡が注目されるようになったのは、羅国威氏が日本の『影弘仁本文館詞林』をもとに整理した『日藏弘仁本文館詞林校証』（北京・中華書局、二〇〇一年）によるところが大きかったように思われる。この整理本の中で、羅氏は宝寿院不明断簡に永平や建初という後漢の元号が見えることから、これを後漢の作品とみなしており、姜維公氏はこの整理本にもとづいて、不明断簡の狩猟を賛美する内容と、十三行目に「主人曰……」とあるように主客問答形式をとっている点が漢代の賦に近いことなどから、この不明断簡を「上林頌」の一部とする説を発表した。^⑩ただ、この説には反論もある。例えば、許雲和氏は末尾に見える「農部」という語句が三国魏特有の官職名であることを指摘し、後漢ではなく三国時代の作品であるとして姜氏の説を退けた。^⑪これに対し、蔣曉光氏は「農部」は「農郊」の誤りであり、内容から判断してやはり不明断簡は「上林頌」の一部であると結論づけている。^⑫しかし、いずれの

説も、内容からの推論はあくまで「上林頌」にふさわしいというにとどめざるを得ないだろう。

その点、本模抄断簡は末尾のわずか七行ではあるが、「広成頌」との関係からして、確かに「上林頌」の一部といって差し支えなからう。これは、馬融や後漢の文学研究に資するだけでなく、宝寿院不明断簡の特定にとっても重要な資料であり、今後議論が進むことが期待される。

二、卷四五五模抄断簡（二三三X@一六〇@九三八）

当該資料は、紙面高さ二七・六糎、幅六一・四糎、二十二行からなる卷四五五の卷首目録および第一首冒頭の模抄断簡である。弘仁鈔本の力強い書風も写し取っていた卷三四八断簡とは異なり、簡略な書きぶりであるが、付帯の包紙に「此分所在不明分」とあるように、この原本は現在所在が分かっていないため、その内容が判明しただけでも貴重といえる。なお、この包紙は橋本経亮ではなく後人によって加えられたものである。

卷四五五については、これまで断片的な情報しか伝わってい

なかった。まずは、江戸時代後期の尾崎雅嘉『群書一覽別録』卷五に、次のように題目が記述されている。

第四百五十五 碑卅五 百官廿五

將軍五

右驍騎將軍安修仁碑銘一首并序 凡七條

また、佐々木春行の『古籍鑑定書目』には巻首題に加えて、現在天理図書館に所蔵されている巻次不明断簡（以下、天理断簡）と同文が模写され、これが卷四五五の一部と推定されるのみであった。したがって、本断簡の発見によって初めて卷四五五全体の収録題目が判明したことになる。

本断簡の巻首目録に並んだ將軍の安興貴・安修仁・段志玄は、いずれも唐王朝の建国期に活躍した人物であり、本巻は『文館詞林』の中でも新しい作品群であったといえよう。

巻頭第一首の「冠軍大將軍安興貴碑銘」は、今まで題目すら知られていなかった佚文である。安興貴は武威のソグド系有力氏族出身で、第二首の安修仁の兄に当たる。『旧唐書』李軌列伝によれば¹³⁾、同じく武威のソグド系の李軌が、隋末の動乱期に安修仁等を率いて河西を落とし、大涼王を称した。その時長安にいた安興貴は、やはり河西を平定せんとする唐の高祖・李淵

に協力して涼州に赴き、涼州にいた弟の修仁と内通して李軌を倒したのである。唐建國期における河西地方の平定に大きく貢献した功績によって、興貴は右武侯大將軍・上柱國を賜り涼國公に封じられ、弟の修仁も左武侯大將軍を賜り、中國公に封じられている。

安興貴についてはこのような史書に散見されるわずかな記事の他、子孫の墓誌・碑銘などによってしかその事績を知ることができない⁽¹⁴⁾。安興貴本人の伝記としては、『新唐書』藝文志に「顔師古安興貴家傳」とあり、顔師古による伝記が存在したと考えられるが、これもすでに亡佚しているため、本碑銘は安興貴の事績を伝える貴重な史料となりうる。

本断簡はその冒頭十行を存し、「武威姑臧人、安息王之」で終わっている。唐初のソグド系有力氏族の墓誌の中では、自らを安息王の後裔とすることが常套的な形式であったとされることから⁽¹⁵⁾、この後にはおそらくその出自に関する内容が続くものと想像される。

ここで問題となるのが天理断簡との関係である。阿部隆一氏は、天理断簡四行目に「見称於張氏」とあることから、張氏の碑銘ではないかと推測し、またこれと同じ内容が『古籍鑑定書

目』の「同四百五十五 碑世五 將軍五」とある後に臨写されていることなどから天理断簡を卷四五五の一部と推定した⁽¹⁶⁾。しかしその後、碑主については尾崎康氏によって安修仁碑銘と訂正されている。長くなるが、以下に尾崎氏の説を引用したい（傍線と番号は引用者による）⁽¹⁷⁾。

その記事内容は碑銘のごとく、人名は見えないが、終わりに方に隋の開皇中に起家し、蜀王秀（煬帝の弟）に仕えて都督となり、儀同の兵を檢校し、秀が廢せられると（六〇〇年）本郷の兵を領したとあつて、その後が切れているから、唐初の武將のものであるらしい。……父の閱歴が玄宗に重用された張説の張説之文集（張燕公集）卷一六の「河西節度副大使安公碑銘并序」（安忠敬碑〈引用者注…安興貴の曾孫〉）に、

曾祖羅方大、隋開不儀同三司、皇朝贈石州刺史貴郷公。
……祖興貴、右武侯大將軍涼州刺史。……

とある安羅方大のもものと一致するから、文館詞林の碑文の主は、①安興貴かその兄弟と考えられるのである。

ここで、上述の『群書一覽別録』に記録された卷四五五の題目を引用し、続けて、

卷四五五の碑銘の右驍騎將軍安修仁こそ、兄の安興貴と隋末唐初の河西に活躍し、張説之文集所載の②安忠敬碑にみえる曾祖の安羅方大と、天理断簡の父の経歴とが合致するものである。したがって、天理図書館蔵の断簡は、文館詞林卷四五五の安修仁の碑銘の一部であることが明らかである。

とする。そしてさらに、次のようにいう。

再び文館詞林断簡の書誌的な問題にたちかえろう。

以上に述べた祖父の経歴は断簡の五行目から、本人のものは十九行目から書かれているから、これは安修仁碑銘のかなり頭初の部分であろうと思われる。群書一覽別録が四五五という巻次やこの題目を明記するのは、当時この巻首が存在したからであるが、この巻は凡七首というのであるから、首題標目に九ないし十行要したであろう。第一張もこの断簡とおなじく二十四行であれば、なお本文十数行を取めうるわけで、③安修仁碑銘は第二首のようであるから、この碑銘の冒頭がその部分にあたると考えられる。したがって、④この断簡はそれに続くものとみなされ、卷四五五の第二張である公算が大きい。すなわち、寛政のはじめ

ごろには、卷四五五の第二張が続いて存していたのが、いつの間にか剥脱して第一張が失われたのであろう。

尾崎氏が天理断簡を安修仁碑銘とみた根拠は、まず祖先の経歴が安興貴・安修仁兄弟と合致すること(①②)、そして『群書一覽別録』に安修仁碑銘が卷四五五の第一首のごとく記録されていることによる(③)。

しかし、本模抄断簡の出現によってその第一首は兄の安興貴碑銘であることが明らかになった以上、天理断簡の特定についても一度考え直す必要がある。④でいうように天理断簡が卷四五五の第二張であるならば、それは実は、この卷四五五巻首模抄断簡に続く安興貴碑銘の一部に当たるものと考えられないだろうか。本断簡は「安息王」で終わり、天理断簡は「苗裔也」で始まるため、文章の接続に問題はない。その後にくく出自も、尾崎氏が①で「安興貴かその兄弟のもの」というように、安興貴のものとしても矛盾しない内容なのである。

中国の研究では、熊清元氏が天理断簡を安興貴碑銘と見なししており、安興貴の子・安元寿の墓誌の出自と天理断簡の出自が一致することを根拠としている⁽¹⁸⁾。ただし、出自だけで見れば、安興貴と安修仁は兄弟であるから、どちらにも取ることができ

るのである。天理断簡の内容から興貴と修仁を弁別しうる他の史料が残っていれば断定することも可能であろうが、管見の限り、そのような史料は見いだせていない。やはり、紙背の状況や行数など書誌的な考証とあわせて考える必要があるだろう。

天理断簡は、紙背に『相對抄』卷六の卷末に近い部分の三十三行を有す。天理断簡の『相對抄』は『文館詞林』側とは逆に行が進んでいくため、尾崎氏が指摘するように『文館詞林』の側から見れば、前にもう二張分が必要になる。尾崎氏は、柴野栗山模抄卷五〇七断簡や『古籍鑑定書目』の卷六六二の著録に記された『相對抄』卷六に関する記録、『群書一覽別録』が卷一五八・四五五・六六二・五〇七の順番で記録していることなどから、『相對抄』卷六は、『文館詞林』の卷一五八首（一・張・卷四五五首（二・張）・卷六六二尾欠（約二十張）・卷五〇七尾（二張）の順で軸装されていたと推定している。¹⁹仮にこの模抄断簡が天理断簡の直前に接続するならば、原本の紙背には天理断簡紙背の後に続く『相對抄』卷六の内容が記されていたことになる。しかし残念ながら、香果遺珍の中には本断簡の紙背に相当する模抄類は見出せなかった。²⁰とはいえ、香果遺珍本が天理断簡部分を除く各巻の模抄を備えていることは、原本が分散する

過程を考えるうえで非常に興味深い。

以上のように、天理断簡との関係についてはさらなる検討を要するが、その再考という点から見ても、本断簡の意義は非常に大きい。

注

- （1）阿部氏によると、卷三四八の原本は前半後半ともに所在不明であるが、大覚寺の「文館詞林残闕目錄」によると前半は卷四一四などと『相對抄』卷二十に合装されていたと考えられるため、後半とは別に軸装されたとし、張数から考えると『相對抄』卷十八に軸装されていた卷三四八の後半部分は、前半に接続せず、その間を欠いた末尾の部分であろうと想定している。そして「寛政年間勝福寺に出現した卷六九五・卷三四八等は相對抄卷十八として一軸に装されていたが、首の卷名未詳零巻と尾の卷三四八の断簡とは、その間に切られて、外に流出したと推定するのが自然であろう」という（阿部隆一「文館詞林考」古典研究会編『影弘仁本文館詞林』編者、一九六九年、五六六―五六七頁）。

(2) 馬融については池田秀三氏の「馬融私論」(『東方學報』第五十二輯、一九八〇年)に詳しい。

(3) 馬融「広成頌」「上林頌」の「頌」は諷諫の韻文を指すが、『文章流別論』や『文心雕龍』が批評するように、実態は詠物的な「賦」に近く、池田氏は、当時は賦と頌が厳密に区別されていなかったのではないかと指摘している(池田前掲論文)。

(4) 『後漢書』桓帝紀・延熹元年「冬十月、校獵廣成、遂幸上林苑」、同じく延熹五年「冬十月丙辰、校獵廣成、遂幸函谷關・上林苑」など。

(5) 蔣曉光「日藏馬融《上林頌》殘篇校勘及考証」『文獻』二〇一九年第三期。

(6) 池田氏は永興元年の「郡國三十二蝗。河水溢……冀州尤甚」が『典論』の「北州遭水潦蝗蟲」という記述と一致することから、永興元年に成立したとする。

(7) 尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐって」『ピブリア』第四十四号、一九七〇年。

(8) 林家驪「日本影弘仁本《文館詞林》及其文獻価値」『杭州大学学报』第十八卷第四期、一九八八年。

(9) 羅国威整理『日藏弘仁本文館詞林校証』北京：中華書局、二〇〇一年、四八六頁。

(10) 姜維公『《文館詞林》闕題殘篇考証』、『古籍整理研究學刊』二〇〇四年第一期。

(11) 許雲和「日藏弘仁本《文館詞林》卷次不明之闕題殘篇考辨」『古籍整理研究學刊』二〇〇七年第五期。

(12) 蔣曉光前掲論文。

(13) 『旧唐書』李軌列伝に「李軌字處則、武威姑臧人也。有機辯、頗窺書籍、家富於財、賑窮濟乏、人亦稱之。大業末、爲鷹揚府司馬。時薛舉作亂於金城、軌與同郡曹珍・關謹・梁碩・李贇・安修仁等謀曰……軌令修仁夜率諸胡入內苑城、建旗大呼、軌於郭下聚眾應之、執縛隋虎賁郎將謝統師・郡丞韋士政。軌自稱河西大涼王……初、安修仁之兄興貴先在長安、表請詣涼州招慰軌。……興貴知軌不可動、乃與修仁等潛謀引諸胡眾起兵圍軌、將圍其城、軌率步騎千餘出城拒戰。……軌尋伏誅、自起至滅三載、河西悉平。詔授興貴右武候大將軍・上柱國、封涼國公、食實封六百戶、賜帛萬段。修仁左武候大將軍、封申國公、并給田宅、食實封六百戶」とある。

(14)

安興貴の子・安元寿の墓誌には「父興貴、皇朝右驍衛將軍・左武衛將軍・冠軍將軍・上柱國・涼公、別食綿・歸二州、實封六百戶、克施在封六百戶、克施在操、匪躬成節。以功詔爵、爰頒錫壤之榮、以德命官、載啓銜珠之秩」とある。河西の安氏一族については呉玉貴「涼州粟特胡人安氏家族研究」(『唐研究』第三卷、一九九七年)、福島恵「東部ユーラシアのソグド人」(汲古書院、二〇一七年)などがある。

(15)

呉玉貴前掲論文。

(16)

阿部前掲論文(五七一―五七三頁)。なお、羅国威氏も天理断簡を卷四五五に収め、隋人の碑銘と見なしている(羅国威前掲書、一七四頁)。

(17)

この訂正はまず、尾崎康「文館詞林四百五十五残簡について」(『書誌学』復刊第十六号、一九六九年)に発表され、翌年の前掲論文(一九七〇年)によってさらに詳しく論じられている。以下の引用は一九七〇年論文に拠った。同様に安修仁碑銘とする説は山下将司「隋・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館蔵『文館詞林』「安修仁墓碑銘」残簡をめぐって」(『東方学』第一一〇号、二〇

(18)

〇五年)がある。山下氏も祖先の経歴を安興貴の子・安元寿の墓誌と対照させ、それが一致することから安修仁碑銘と見なしている。

(19)

「『文館詞林』卷四五五闕題残篇碑銘碑主考」『黄岡師範学院学报』二〇〇六年第五期。

阿部氏も同様の考証を行い、「(一) 卷一五八の首目(一張)・卷四五五の首目(半張乃至一張)・天理断簡の順でつながれ、卷四五五の本文第一首の大部分と天理断簡の文の初行乃至次行が欠けていた。(二) 卷一五八の首目と本文第一首の前半(この部分は今全く逸失)の二張の次に天理断簡がつながれ、その次に卷四五五の卷初(天理断簡に銜接する行まで)が続いた」という二つの可能性を提示した。このうち阿部氏は(一)の可能性が高いとする(阿部前掲論文、五七二―五七三頁)。

(20)

香果遺珍の中には弘仁抄本『相对抄』卷六末尾の忠実な模抄を存するが、これにはただ淡墨で「文館詞林裏」と記されるのみで、いずれの紙背であったのかははっきりしない。尾崎氏の推定の通りであれば、卷一五八首の紙背ということになるか。

《影印》

凡 例

一、以下は慶應義塾図書館の所蔵する橋本経亮旧蔵香果遺珍に含まれる『文館詞林』弘仁鈔本の摸写本群（解題では香果遺珍本『文館詞林』と総称）の影印である。

一、巻次を基準として若い順に配列した。同一の巻の摸写本は一括して掲げ、慶應義塾図書館での請求記号の若い順に配列した。

一、各巻冒頭に巻数・部類名を掲げた。資料自体に巻次等が明記されていないものは「」で括って示した。

一、各資料の影印末尾に慶應義塾図書館での請求記号を（ ）で括って示した。

一、巻紙形態の資料については、巻頭から順次本文を示したが、前後の本文が連続していることを明示するために一〓二行程度本文が重なるように調整した。ただし巻六六二所収の北齊の魏收による「後魏節閔帝伐尔朱文暢等詔一首」の第五一行目「速往行決母及妻子一依恒憲」と第五二行目「其房子遠鄭仲禮李代林等頌」とは使用画像の都合上、重複させることができなかった。原本では両行は連続していることを明記しておく。

一、紙背に文字等が認められる場合はその部分も併せて掲載した。

一、附帯する袋や包紙、また香果遺珍中に含まれる弘仁鈔本紙背の『法華三宗相对鈔（三宗要録）』巻六断簡の摸写については、『参考図版』として末尾にまとめて掲げた。

文館詞林卷第百五十八

詩十八

贈答

人部十五

魏贈答四

奉勅撰

四言

雜贈答四

後魏宋欽贈高允詩一首

後魏高允答宋欽一首

宋陶潛酬丁柴桑一首

宋謝靈運答謝詒議一首

宋丘悅之贈記室羊徽之屬疾在外一首

南齊庾肩之贈蕭詒議一首

贈何錄事諲之一首

梁武帝贈送人一首

梁簡文帝和贈送人應詔一首

梁沈約贈沈錄事江水曹二大校一首

贈劉南郡丞連一首

贈劉南郡季連一首

梁到洽贈任昉一首

答秘書丞張率一首

梁吳均重贈郭臨蒸一首

梁費昶贈徐郎一首

隨屬思道仰贈特進陽休之一首

四言

雜贈答

(133X@160@937)

躬元首既明朕肱惟忠政以永成
事舉其表蓋所以封殖弘基傳之
無窮今予乃欲晚備廢豫純柔舍
剛則春秋之月無驚蟄大者之中
無震霆也矣傷万物迷因天經者
必子之言夫於是容讖若有喪而
心不怵怵恹恹使辟不辟

廣成頌一首

後漢馬融

臣聞昔有命師於建業偃伯於靈

臺成人嘉而予！予日寸謝夫帝
道之爲天常金華之作昏明也黃
髮之前待道因祀三五以來越可
時閉且區；之鄴郊稍廓七十里
之園盛春秋之苗詩詠圓草樂秦

文館詞林卷第四百五十五

碑廿五百廿五

中 事 物 模

將軍五

岑文本冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序

右驍衛將軍安脩仁碑銘一首并序

鎮軍大將軍段志勳碑銘一首并序

校尉

西晉傅咸城門校尉尉繚碑銘二百并序

西晉陸機吳揚武校尉虞胤碑銘一首并序

梁任昉南齊給事校尉劉瓛碑銘一首并序

將軍五

冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序 岑文本

夫忠也孝也人倫之高行富也

貴也有生之所欲是以禮陳閭

屋書義班璫家積千金擊鍾斷

屋書義班璫家積千金擊鍾斷
於都邑門稱萬石紆青紫於廊
廟然而誠亮草昧功勒旗常歌
堂舞館則瞻烏爰心米輪華轂
則躍馬疾驅鍾積慶於嘉運苞
典美於前烈斯固上商謂之在
大陸景以爲遭遇者矣公諱興
貴字東武咸始臧人安息王之

(133X@160@938)

求偉刃惟慊獻魚弱之謀爪牙
奮千戈之勇羸糧坐甲若赴私
鍾是以一鼓而定晉川耳舉而
摧連醜偽丞相高那壞驅逼餘
燼竊據高壁偽之南王韓達業
佐守分休現相抗擬聊亦兵威
應時崩潰那壞則單馬霄遁達
業則面縛軍和尔之逃率亦知
見也若其懷遠以德則尔難以
德經處隣以義則尔難以義眼
且而与不取道家所忌改時侮
亡兵之上術朕令親馭群雄長
驅字內六軍舒旆万隊碣行狀
与雷電爭威氣逐風雲齊舉王
師所次已達近郊望歲之生室
家相慶來獲之后思副耿誠偽

王若妙盡至謀深達而命牽羊
道左銜臂轅門當惠以焚櫬之
恩待以列侯之禮僞將相王公
已下衣冠士生之族如有深識
事宜建功立効官榮爵貴各有
如隆若下愚不移毋迷莫改則
妻之執惡以去刑書咤尔庶士
胡寧自弃或我之將率逃選被
朝無問貴賤皆從蕩滌善求
多福無貽後悔爾書咏至咸
使聞知

文館詞林第五百七
弟

校書殿寫弘仁十四年歲

次癸卯二月為冷然院書

南齊明帝北伐集嚴詔一首

文館詞林表卷之百六十二
詔冊二經牧上

中書令太子詹事府卿父詹事王中書詹事府卿父詹事
卿撰

太宗文皇帝伐遼平詔一首

漢武帝欲伐匈奴詔一首

晉淮南王謀伐魏詔一首

魏文帝論伐吳詔二首

魏常道鄉公伐蜀詔一首

西晉武帝伐吳詔一首

晉杜預征吳都虞詔一首

東晉明帝北討詔一首

東晉成帝北討詔一首

東晉安帝征劉敬詔一首

後魏孝文帝伐師詔一首

出師詔一首

後魏鄧閔帝伐朱文暢等詔一首

後魏孝靜帝伐元神和等詔一首

宋順帝西討詔一首

宋順帝西討詔一首

南齊明帝北伐纂嚴詔一首

梁武帝北伐詔一首

又伐詔一首

北齊文宣帝征長安詔一首

西伐詔一首

後周武帝伐北齊詔二首

太宗文皇帝伐遼手詔一首

門下行師用兵古之常道取亂

侮亡先指 所貴高麗莫離之蓋

獲文弑送具主 酷宮具巨 擄據

邊隅肆其鋒藺朕以君忠之義

情何可忍若不誅前逆穢無以

懲爾中華今故巡幸幽荆問

懲爾中華今故巡幸幽荆問
罪遼碣行止之宜務存節儉不
過營煩無勞精節食唯充飢不
須珍膳水可淡渡者無假造橋
道路通行者不用脩理卽營非
近州縣學生老至等無煩迎謁
恐致勞擾弊於往來肯隨室論
亡其源可覩良由智略乖於遠
圖兵士疲於屢戰政令失度上
下離心德澤不加於匹夫刻薄
彌窮於高姓當此時也高麗之
主仁愛其仰之如父母煬帝
殘暴其衆故衆視之如仇雖以
思亂之軍擊樂安之卒務其勿
也不亦難乎何入水而惡其濡
踐雪而求無跡朕緬懷前慮無

踐雪而求無跡朕緬懷前慮無
躬內省肯受敏專征提戈擐
師有經車之舉食無廬匹之儲
軍之餘資朝不供夕至於賞罰
之信尚非自史於心然猶所向
風靡前無橫陣蕩氛霧於五岳
翦豺狼於九野定海內極蒼生
使萎霜之草復含翠色將朽之
骨重又豐肌然則行軍用兵之
事皆億兆之所親見豈虛言哉
及至端拱嚴廟定策惟展身處
九重之內謀決万里之外北狄
匈奴種落有若摧枯西域吐谷
渾高昌易於恰水迥絕漠而為
苑跨流冰以為池黃帝不服之

唐堯不患之城並皆委質奉

一書凡見已然則崇威昭化之

唐堯不惡之城並皆委質奉

貞歸風順軌然則宗戚砮化之
道此亦而下兵共聞也況今豐

稔多孽家給至之餘糧極亟積
粟紅倉雖足以為兵儲猶恐勞

於轉運故多驅牛半以充軍食
至無囊糧之貴衆有隨身之粟

如斯之事豈不優於曩^①加以
羽先七萃親決六奇使攻無所

子戰無所恆略言其數必勝之
道蓋有五焉一日以我大而擊

其小二日以我順而討其逆三
日以我治而乘其亂四日以我

逸而敵其勞五日以我悅而當
甚惡何憂不剋何慮不摧可使

布告元元勿為疑懼耳

布告元元勿為疑懼可

漢武帝欲伐匈奴詔首

制詔朕飾子女以配單于金幣
文繡貽之甚厚單于待命加賜
侵盜無已邊境被害朕甚閔之
今欲舉兵攻之何如

答淮南王安諫伐越詔首

皇帝問淮南王使中大夫王上
書言事聞之朕奉先帝之休德
夙興夜寐明不能燭重以不德
是以比輦凶蕃咎衆夫以眇眇
之身託于三侯之上內有飢寒
之至南夷相攘使邊騷然不
朕甚懼焉今王深惟重慮明大
平以弼朕失稱三代至盛統而
極盛至迹歷及咸盡賓服雖然
甚此書王之意非有所終使中

棲坐生逆歷及咸盡賓服纔然
甚輒嘉王之意靡有所終使中
大夫助論朕意吉王越事

魏文帝論伐吳詔二首

制詔昔軒轅不為涿鹿之師則
蚩尤之妖不滅唐先不興丹水
之陣則南蠻之難不平漢武不
行呂嘉之罰則橫浦之表不附
光武不加顯述之誅則隴蜀之
亂不清故曰非威不服非兵不
定孫權小醜憑江悖暴因有外
心凶頑有性故奮武銳順行
誅驍驍龍腹猛將武步或脩勾
踐潛涉之亦頑或圖韓信夏之
誑愚接舡以水攻陣六軍以陸

之孫權小醜憑江悻暴因有外
心山頑有性故奮武銳順而行
誅驍驍寵驍猛將武步或備勾
踐潛波之亦頑或固犇信夏之
誰愚接舡以水攻陣六軍以陸
損擊征南進運以圍江陵夕撲
舟舡斬首執俘降者盈路牛酒
⑤至大司馬及征東諸將卷甲
長驅其舟隊今已向濟今車駕
自東為之瞻鎮雲行庖步朱實
而運賊進退道迫首尾有難不
為楚靈乾溪之潰將有彭寵蒲
牖之變必自魚爛不復匝月且
慎終節動靜以聞

制詔皆新轅達四回之弼周武
稱予有亂十生斯蓋先聲所以
體國君王亮成庖工夕賢為賓
也今內有公卿以鎮京師外設

定孫權小醜憑江恃恭因有外
心山頑有性故奮武銳順而行
誅驍驍龍驤猛將武安或脩勾
踐潛涉之亦頑或圖韓信夏之
誑愚接舡以水攻陣六軍以陸
槩擊征南進運以圍江陵多撲
舟舡斬首執俘俘者盈路牛酒
⑤至大司馬及征東諸將卷甲
長驅其舟隊今已向濟今車駕
自東為之瞻鎮雲行而步衆豐
而運載進退道迫首尾有難不
為楚靈乾溪之潰將有彭寵蒲
犢之變必自魚爛不復血刃宜
慎終節動靜以聞

制詔皆斬輟達四面之弔周武
稱予有亂十生斯蓋先睡所以
體國君生亮成厥工夕賢為貴
也今內有公卿以鎮京師外設

也今內有公卿以鎮京師外設
牧伯以監四方至於元戎出征
則軍中宜有柱石之賢帥輜重
所在又宜有鎮守之重臣然後
車駕可以周行天下無內外之
虞吾今當征賊欲守之積卒其
以尚書令顓鄉侯陳羣為鎮軍
大將軍尚書僕射西鄉侯司馬
懿為撫軍大將軍名吾臨江榆
諸將方略則撫軍當留許昌皆
後諸軍錄後臺文書車鎮軍隨
車駕當董督行尚書事皆假節
鼓吹給中軍兵騎六百臣吾欲
去江數里築宮室往來其中見
賊可擊之形便出奇擊之若或
未可則當紓六軍以遊獵饗賜
軍士

軍士

魏晉道鄉公伐蜀詔一首

割詔蜀敵尔小國士狹王寅而
姜維重用其衆曾無廢志往歲
破敗之後猶復斜種沓中剝
衆虎鬻恨無己王不堪命夫氣
弱攻昧武之善經致王而不致
於王兵家之上略蜀所恃賴唯
維而已因其遠離巢窟用力為
易今使征西將軍鄧艾督率諸
軍趨甘松沓中以羅取維雍州
夾史諸葛緒督軍趨武街高樓
首尾躡討名禽維便當東西宜
進掃滅巴蜀也

西晉武帝伐吳詔一首

割詔兵興以來八十餘年戎車
出征固有寧歲死亡流離傷客
和氣朕每惻然悼心思戢兵靜

和氣朕每惻然悼心思戢兵靜
役與臣休息故罷習業廣分休
假大遣使充養孤及世朝夕相
對而吳賊失信比犯王略胡虜
校動宸宮邊塞臣兵缺少不足
禽制輒當前休中以相應赴
將士疲悴而猶不及事欲以為
靜而更為勞昔淮亮不賓成王
東伐殄殲佐難戎車夏征自古
及今咸皆勤戎遠戍先勞後逸
未有得脩無為於有事之時也
自宣皇帝以來每以吳蜀為憂
邊事為念今孫皓犯境亮虜擾
邊此乃祖考之遺慮朕身之大
耻也故繕甲脩兵大興戎政內
外勞心上下勦力以南夷句吳
北威戎狄然乃得休牛放馬與
而下共饗無為之福耳今調諸

士所子孫無乃有仁方里身
而下共變無為之福耳今調諸
士家有二丁三丁取一豆四丁
取二豆六丁以上三豆限率十
七以上至五十以還先取有妻
息者其武勇散將家亦取如此
比隨才署武勇樣史樂市馬為
騎者署都尉司馬中間以素內
外解弛吏實盡忠之心將無致
命之節朕方靜庄用未加罪戮
今當大脩戎政以混壹六合賞
功罰愾明罰勅法其宣勅中外
羣官使各悉心畢力明為身計
主者以時施行條品
西晉武帝各杜預征吳鄧度詔一首
剖詔夫悅以犯難生忘其死此
用兵之本若乃臨戎致果則必
後之以壯新之以威故商今主
古愷其衆用命賞於旦不用命

聖德太子實錄卷之七 高麗王

向後生蓋知亡必存也臣故致
臣而方夫齊勇蓋自古之政也
方岳元帥推轂取委若需懦繼
法忘在公之義上衝國命下隆
徒衆雖悔身何及凡所嘗敢距
違節度便以軍令從事書稱宣
力汝為又曰尚桓桓如武如經
如熊如羆軍司將軍其各勉之
申勃羣帥以下便知此命

東晉明帝北討詔一首

制詔昔魏絳撫和諸戎鄧都魏
尚威懾匈奴故封壇之任在才
得才漢文所以思慮顧李牧也
單于慕容廆不遠万里請吏率
職禮讓忠義者之選朔欲勦力
圖難剪滅長鯨宜得名曹英才
以董統之使一時齊舉致討哉

以董統之使一時齊舉致討

違此聲實並振雖越在海外其

狀名身子矣尚言廣陵公眈私

量淹濟識謀經邇文武若於勲

績忠誠每思立事可委以重任

使朕無北顧之憂者也其以眈

持節督幽平并州諸軍事鎮議

東亮授尉鎮東將軍平州刺史

公如故王者假托諸所應供給

及信風引道

東晉成帝北討詔一首

制詔戎虎猾夏神州傾覆二帝

辭官幽誤虜庭永言厥艱夙夜

慨憤自聞江表屢有事故耐平

內難始漸亮泰征伐事大復不

再舉是以廟筭待期畜力觀置

今羯寇衰弊王略弘振時至理

今蜀寇張幣王略孫振時至理
盡而庄玄應大將軍演州刺史
西平公駿忠勲三代義誠壯烈
松帥秦涼為圍宣力今遣健步
剋同征舉亘令影響相應万里
齊幫其先普告遠近征鎮牧序
諸軍並令試嚴須候還進討蕩
滌區宇以雪國恥其忠惡義士
御功効命必加殊賞以旌勲節

東晉安帝征劉毅詔一首

宋傅亮

制詔劉毅傲假凶虐履霜已久
中間覆敗宜即顯戮晉法含弘
復蒙寵擢曾不思愆內訟愆望
滋甚頻宰輔歲時加道養遂
復推轂陝西底歛感草心而長
惡不懷志為斯亢陵上虎下繼
逆無度既解智任江州非復所
統撥搜兵環略取租運取序舊
戎厚樹親黨西府二司文武盈

統撥後兵衆略取祖選駁序舊

成厚樹親黨西府二局文武盈

万悉皆割留曾無片言肆情恣

憚同顧而明又與從弟蕃遠相

景響招聚剽殺結甲脩兵外託

省疾實規伺隙同惡想濟國會

荆郢尚書左僕射謝憑藉

資起蒙殊遇而佻踈銳賊為亂

階扇動外曰連謀万理是而可

思孰不可懷已詔太尉隨宜剪

戮諸所處公一委公高第

後魏孝文帝貳脚詔一首

門下大出征有嘉故出邠之象

興馬王赫斯怒蓋萬周之祐明

矣夫然則密尤之戰不亦宜乎

變伐之功豈非茂歟是以軋儀

雖眈眈曜莫殊以壞豎廓皇輝

罔二皆尉地僭越終屈漢命孫

罔二昔尉他僭越終屈漢命孫
昭跨吳竟歸晉師斯乃而墜之
常運在理之恒數耶今蒲氏慕
竊江會未賓王化士有二王之
嫌物無一同之慶庄神所以憤
惋於幽顯靈祇所以咨嗟於昏
明彼既得非用順又守不以仁
違君之罪未忘於南裳羞眡之
政已形於北京難遇之機於茲
莫無失朕承芳列累豔之陰謀
猥屬後仁必伐之嘉運仰稟先
后慈睦之誨俯顧侯辟迄弼之
誠四海熙寧八表邕泰謨明駉
智之思競思於廟堂爪牙折衝
之將揮杖於陛闥玉燭休和士
卒殷溢此而不舉熟復可也是
故夙夜慨慮淪寐靡輟將欲仰
順而心猶極吐物布德宣風躬

門下蕭寧恃道及德唱送道而

後魏孝文帝出師詔一首

海熙寧八表邕泰謨明駘
參
忠競思於廟堂凡可折衝
之將揮袂於陞聞玉燭休和士
率嚴溢此而不舉熟復可也
故夙夜慨慮滄菲輟將欲仰
煩庖心俯拯畛物布德宣風第
接江漢前雋勃於荆揚蕩不惡
於岷越混茲文軌肅昌皇業上
咎祖宗傳檄之意下副黔地頌
戴之心然興師勳戎必須豫策
振威舉旆寔待儲伏可勅尚書
八坐與三公詳議軍資邊寶之
宜介冑戈殳之用皆令稍備使
有征無戰臨事果稱不亦善乎

試四海熙寧八表邕泰謨明駘
智之思競思於廟堂凡牙折衝
之將揮袂於陞聞玉燭休和士
卒殷溢此而不舉熟復可也是
故夙夜慨慮深靡輟將欲仰
煩而心俯極旺物布德宣風躬
接江漢翦偽勃於荆揚蕩不惡
於域越混茲文軌肅昌皇業上
答祖宗傳繼之意下副黔地頌
戴之心然興師勦戎必須豫策
振威舉旆定待儲伏可勒尚書
入坐與三公詳議軍資邊實之
宜介胄戈鞘之用皆令稍備使
有征無戰臨事果稱不亦善乎

後魏孝文帝出師詔一首

門下蕭鸞悖道及德唱送詔而

門下蒲鸞悖道及德唱達滄而
往齒頰動數鍾韋爵儻朝將相
請虔躬真南冠東琛許在旬②
朕以大道崇究海量無細愆彼
蒼生使羅厥擾故開而墜敗蘆
臺容假歸風之際聽其祓遣而
禍迷狂心而乖厯政不知事大
以衛社稷旋生傲詭及以我讎
頻辱王王前主之使怒甲及乙
妄生鋒午鬱餒曷魚以弊行李
食言爽信遂絕踐好內離九族
之親外杜強鄰之援表裏俱失
不亡何待所謂我直彼曲主神
同憤者也將罷行而伐檣弥逋
墓然討國混化功為至遠不可
曰一舉相期吳貪有言三師以

曰一舉指期吳負有言三師以

肆楚必道弊誠哉茲談可不驗

歟今歲便勅豫鄂東荆東豫東

鄂南兗南徐東徐等嚴兵勒衆

南入揚威迎降納附廣張聲略

果有捷也遂為寵贖之捷如未

可焉且為亦德之師皆仰刺史

躬率戎首若致替疑軍法從事

一二亦有別勅耳又詔徐晃先

南青荆洛纂脩戎事應召必赴

臨命淹闕園有常刑

後魏鄧閔帝伏尔朱文暢等詔首魏叔

門下有園有家必以賞罰為本

或王或霸莫不崇明軌律眈自

前古下至於今又亂之來咸由

此道自永安失馭而下橫流尔

朱宗屬公割海內不患著於遠

朱宗屬分割海內不患著於遠
近社稷傾於旦夕蒼生荼苦冠
帶寒心大豎相渤海王忠義通
神靈武冠代大惟宗祏之重深
愍黎庶之怨定策殛行被堅執
銳摧群醜於鄴南東凶鬼於洛
下惡黨鼎懸王神明目故而柱
大將軍榮所有諸子實惟逆使
論之典刑義不蠲免尸腰斬孰
曰非宜相王顧敦仁厚之風深
存弊闢之義朝政乃屈法申恩
時主則成王之美會其門戶敬
其骸骨血祀獲保家業不墜擊
鍾鼎食家成市里母則尊稱長
主望傾戚屬二子爵窮十等位
居八命荷國家山岳之惠受相

居八命荷國家山岳之惠受相
王子弟之恩給靈其心罕知盈
之朝市隔其威福州郡拘其託
請傷風害政布於生言永不悛
改終無畏畏自卯成翼從裁及
拱持此童昏早濫王爵誠是國
朝後追往効莫非相王覆育之
厚且託陰不折其技過食不毀
其器豈有愛生全濟之貨託至
相辨之觀而招此蠢愚排茲奸
逆潛署位号身為魁藪趙趙休
張圖成反噬此而可忽熟不可
懷朕以實德君臨万甯今者南
越江湖北窮沙漠東踰遼海西
極開河內安外搜羣戎謐尔豈
朕實德所能獨致寔賴相王父

朕實德所祿獨致寔賴相王父
子左右皇家經綸夷嶺扶持國
命四海百靈砥依仰文暢畀
季狂勃如斯既不利王且將危
朕今不爾蕩後雖方深永言念
之震驚夢寐夫管蔡派言周誅
肆於前祀上官樅禍漢罰窮於
昔率雖親在骨肉坐居戚重未
聞縱其腰領念其苗裔若使在
思忘義存惠捨威則邦圉淪覆
勦之可待且國有西刑朝有常
制君親無將率光先典捨而不
行何以為化宜肅舉刑書示於
億兆文暢兄弟宜依律坐可令
驃騎大將軍開府同儀三司尚
書右僕射安德郡開國公祖喬
速往行決母及妻子一依恒憲

其房子遠鄧仲禮李伏林等頑
器小聽謀此亂階身既伏辜家
有常例但侍中房謨執心端固
操履清白出內在公績著朝野
善至斯省御有舊聞仲禮本自
儔孽孽晚見叔舉身不列於伯季
迹未入於家門一居晉陽內同
行路代林生而外後章絕本親
罪不相及義實有取相王并瑕
錄用志存含育既有啓聞事如
高旨具此三家依略原恕並免
其官誦罪私室自餘勳鏡皆從
律條文暢已不同送之類義士
并具美策資財豐汙王府所有
家產悉賞軍王一任相王斟酌
分給漆頸焚首應代共之誇宮
醜冒蓋唯通淮而之祿并生具
舍諸

四

魏孝靜帝伐元神和尋詔一首 魏收

門下向背有禍福之機誅賞為
威勸之本軌物成務咸必由之
俟景擢自^凡根名行無聞倖偉
時來譚見枚棧校楫及覆雄利
是從往事余未偏受榮過一朝
去就因顧昔恩楚趣輕動志在
茲註朝廷乖瑕藏機仍蒙令引
庶具鴛音可罕取其行間之用
位踰其量過迹寵祿藉我風雲
遂成鱗羽入列鼎悉出裁卽將
勲無可紀^材不足綴而清器遽
盈智小^謀大謂已功名難居物
下曾不知狐假武威地凜露積
宜藏禍心潛圖不軌因搃戎之
條乘專任之機擁逼兵眾構豐
南服此乃懦夫扼腕之^回義士

後魏孝靜帝伐元神和孝詔首魏叔

門下向背有禍福之機諒賞焉
威勸之本軌物成務咸必由之

侯景擢自凡^凡輟名行無聞僥倖

時來諫見救杖笏及覆雉利

是從往事今朱偏受榮過一朝

去就因顧昔恩起趨輕動志在

茲註朝廷弄瑕藏穢仍蒙令引

庶其鴛音可罕取其行間之用

位踰其量過迤寵祿藉我風雲

遂成鱗羽入列鼎更出裁節將

勲無可紀材不足鍛而淺器遽

盈智小^諫謂已切名難居物

下曾不知狐假武威地澤露積

豈藏禍心潛圖不軌因搃戎之

條乘專任之機擁逼兵衆構豐

南服此乃懦夫扼腕之^{義士}

乃^{義士}之^{義士}也

南服此乃懦夫扼腕之⑤義士
切齒之秋凡在生倫孰不憤慨
而前楊州刺史元神和何悅張
慶壽王黑醜宮迥和王貴顯侯
仙劉崇信張業等九生並以賤
競名汙朝簡了無犬馬之識便
有梟鏡之心密相影響贊成茲
送隨託杖痕長茲地慙欣其位
署委質駟馳甘厥鉤餌^實以死
力東西殘極毒被村鳩^鳩角合絨
蟻終此亂階叛恩背德莫此之
甚雖蹈名義事非小生而申禁
去法固有恒典其此九家並可
後憲擊戮之科理無攸捨自餘
拘繫註誤之後既懼死俛眉情
非樂禍宜疎而綱一原不問固

非樂禍宜疎而網一原不問固
使送節知誇荐之制傾側撥自

安之所

宋順帝西討詔首

門下射虺及噬豐阻西州義士
厲魂懦夫倚氣秋葉春永跋踵
可殲猶宜薄曜六軍肅行厥誅
驟騎大將軍道成神高莫邁敵
策深筭必能跋機電掩衆利雲
驅便可控統水陸明發次路實
憑嘉謨以清氛沍

齊明帝北伐募嚴詔首

徐孝嗣

門下自晉氏中微宋德將謝潘
患外叛要其內悔而未悔禍左
社亂華樂穴神州遂淹平蕞朕
詞庸景業踵武前王靜言佳哲

嗣膺景業踵武前王靜言隆替
思壹區憂但夕難甫亮恩化聲
治興師樓衆非政所先用威遠
圖權綏北略姜戎亮知義懷我
好音而山首剽校專事侵植駭
扇異類蟻聚西偏衆彼自來之
資撫具而亡之會軍無再駕王
不重勞傳檄以定三秦一麾而
追高迹在斯舉矢且申原士庶
久望皇威乞師請援結軌馳道
信不可失時宣終朝宜分命方
岳因茲大舉侍中太尉都陽郡
開國公顯達當暨輟槐陰柏翟
羣卿可使持節本官公如故便
可中外慕嚴明設購賞

梁武帝北伐詔一首 沈約

梁武帝北伐詔一首

沈約

門下朕膺^而明命平壹區宇念
在綏懷遠近康俗濟生每勅邊
苟勿擾壤場自非時來有會因
機電掃不得輕信聞誅冒求小
利無欲剽略廟堂以德懷遠而
比得徐豫諸州并郡守砮矟云
蒙爾德醜陳兵淮甸絳聚議結
規犯邊城推之以事理不應尔
但遺虜餘孽肆彼生上偽黨猜
離為^日已久竭將元澄嫌隙內
構任戎毒春常慮禍及故設此
茲數規擾邊鄙望得推遷少延
畧刻而絳靈有毒聞之自古無
以淮肥萌燕存本志深應赴之
宜寔在新^日便可命將出師乘

宜寔在斯回便可命將出師乘
機翦定今遣中領軍雲杜縣開
國侯慶遠等濟自牛渚卷甲風
驅徑趣長瀨寧朔將軍王僧炳
等熊羆三万步出橫塘左將軍
琬固武旅五万相係電發北向
鍾離直出朐口冠軍將軍紹琳
等發先四万飛帆溧湖席恭卷合
肥直指淮汭征南將軍茂先等
水步六万同出廬江風掃壽春
及我侵軼輜園將軍叡等浮舟
清泗北取下邳雲徹燄舉吞蕩
彭汴後軍將軍和淹赫凌浪逆
出長廣營丘舊園一麾以定左
將軍曁宗壽愍樊鄧銳師定
伊洛征虜將軍丘黑豹華陽之

將軍曩宗等樞樊鄧銳師在芝

伊洛征虜將軍丘黑勒華陽之

衆斜趣長安緣邊牧守各據要

害絕其歸運勿使敵反待中穎

達等出鎮瓜步枕咸江漢西道

衆軍並受茂成規北討群師志

氣秀戒律鄧司雍自如先相督

大兵者凶器寔難屢動廢生費

時為邦所戒頃因此一營括

囊高述先定宛司進廉并涼文

軌大同於是乎在

梁武帝又北伐詔一首

門下同文薄伐實寧邊患漢武

命師先恢王略策介犬羊後繼

②久宋氏云襄末賈逞暴海岱

彭鄧前謂焉淪覆雖每存襟定確

圖弗舉齊才亂紛復肆姦毒宛

彭鄧翦焉淪覆雖每存揆定雄
圖弗舉齊未紂復肆茲毒宛
案淮肥仍離內侮偽酋惡稔而
誅自降凶渠嗣虐險惡弥流殘
鉏親黨咀噬庶繁役係興毒
賦雲起司冀餘莘中州舊強紆
綴足宛頤廬離淫穴迤首南雲
思沾王澤鼎運礪基大業草創
蠢彼戎心仍窺壇場戾劉我部
侵擾我徐方小豎道邇乘隙背
誕山醜貪愚復相苞納前以叛
患難長彼此齊患推心付物庶
必聞司故有移書較陳往旨而
方加擁蔽曾無及報同惠相濟
巾賁非匹告舍既遠難以義辭
非威非力割勝吳後加以醜數

巾賈非匹告舍既遠難以義舉
非威非力制勝矣後加以醜載
云亡幽顯咸應詔表徵次汴
備北弥滅之期暖如⑤區左伊
右湮實殷霜露鷄臬是宅非詔
而道一〇已周寔惟冥數取亂
之機事惻茲⑥頃時和歲檢政
平生豫華戎內款表疏相屬便
宜廣命羣帥赫然大舉捲一車
書混同尚迹具伍泉猷等戎卒
七万先定壽春集等武旅五万
楊旌澤峴既清潁汝臨澶澗集
寺鐵騎二万超影絕羣出自大
徐傍趣翠雉集等組甲四万霜
鋒曜⑦發自淮汭直指金甌集
等率羽林趨勇五万集等率二
万割猛熊羆十万同濟彭泗經

寺率羽林趨勇五万某等率二
万剽猛熊罴十万同濟彭泗經
汴入河某等海峒万艘徑掩臨
淄某等輕銳五万風偃濟岱梯
茲鉞野汎彼孟津某勃司郢之
師競果六万分出義陽橫輶然
耳某率三州武毅劍容八万入
自曹陽傳檄嶠陬陟陟中嶽而詳
掌指浮槁而一息并勅某等連
旗五万水陸齊邁具侵泉藻卽
徒七万雲飛靈關北通棧路澄
廓龐右凡此將帥啓塗竄路魚
簾後軍駘驛繼軌經碣中魚括
囊九服伐罪乎生於長乎在大
衆外臨宜有捲一自非密親英
譽風略無遠無以專任聞外檄
律羣神臨川王宏可鑒進昔勒

譽風略無遠無以專任聞外檄
律羣帥臨川王宏可權進督南
北充徐青冀豫司霍八州都督
北討諸軍事命將出車咸有副
威具位恢可暫輟端右叅贊戎
機舟凌雷駭熊武百万投石拔
距之力折關扛鼎之威岳動以
移風馳電邁鐵馬方原戈船千
里百道並馳同會洛邑戡翦逋
醜敵掃鯨鯢破仁風於兩周撫
遺黎於趙魏將令溥而之下於
斯大同偃伯靈臺何遠之有元
恪若猷率集隼屬與觀軍門者
中軍府以時將送當詩以列侯
之禮

門一朕撫興運曆數在躬內綏
外略志清四海是以改塞之外
虜馬無跡遼碣已東亮車共軌
百蠻畏威三吳慕義孤而下九州
克寧者八惟有秦隴敢尔久隔
風化偕擅一方狼顧鸛時詿誤
良善迫費忠賢置之山網無由
自拔君臨區宇万物為心言念
關輒能不憤慨而既感亂生思
大同混一之期事今武大百
萬龍馬千郡含怒福銳爭馳求
敵何得爽神祇之心抑將相之
諸必當訊振指衆願顛動雲臨新
途舊道長驅電擊賊帥宇之黑
櫛振拒一隅不討回久自許雄
兒假稱偽將深藏屢跡雖存若
亡今干戈不戢輸運未心論生

北齊文宣帝征長安詔一首

門一朕撫興運曆數在躬內綏
外略志清四海是以冰塞之外
虜馬無跡遼碣已東亮車共軌
百蠻畏威三吳慕義而下九州
克寧者八惟有秦龍蔽尔久隔
風化僭擅一方振頤鴟時註誤
良善迫賢忠賢買之山網無由
自拔君臨區宇万物為心言念
關輔能不憤慨而既感亂生思
大同混一之期事今曰武夫百
萬龍馬十郡含怒福銳阜駁求
敵何得棄神猷之心柳將相之
諸必當訕振搭衆而動雲臨新
途舊道長驅電掣賊帥宇文黑
獺振拒一隅不討曰久自許雄
兒假稱偽將深藏匿跡雖存若
亡今干戈不戢輸運未止論生

亡今千戈不戢輸運未已論生
拍事誰為厲階不容弘茲度外
居之漏網斧鉞所用捨此何先
顧若敢率烏合送死東下或由
舊洛舊洛或出太州當親統六軍決
機兩陣朕遠尚軒后有戰必平
迎棄成湯無征不克策略祇用
柳與神道柳醜區區想祇聞志
為橫交兵而贊我而也如其亂竄
秦中憑恃險阨擁兵自守不敢
動足朕已下木汾流成船晉望
使當躬先將士超河西入玉壁
河東猶如弁士何用顧瞻眇小
取茲技某當徑掩長安事茲山
首雖後蔽山溪水終不縱置具

首雖後藏山沒水終不縱置具
所部將士足知禍福若欬歔頃
疑之忠建勳高官重賞事異常
倫如其同迷不及敢隨連節軍
鋒之下自有恒誅朕以梁邦舊
敦好睦聞具姦計乃欲都謀荆
郢之聞望為僥倖弟七上黨王
澳雄才猛力氣震三軍賊有耳
目豈不委具當令其稔勃熊羆
○流風卷五直指寇塲何往不碎
王者之言明如④區終不示以
虛聲而無實事宜申宣內外咸
使聞知

北齊文宣帝西伐詔首 陽休之

門下昔漢社肇興耆偶有竊号
之長士德應運吳蜀有不羈之

之長士德應運吳蜀有不羈之
首自魏道陵夷四維板蕩關隴
來豐擅命一方狐栖鷄據假延
威序而網未加生靈塗炭朕握
符受命臨御北至九服東懷百
蠻稽顙念彼關河獨隔王化不
有豐勞理無永逸今便親御六
軍長驅三輔控七華之雄奮五
丁之銳問罪涇濱爭生隴右而
下大定良在茲辰可以今西壯
④出頻勅內外戒嚴尚書依式
脩辦

後周武帝伐北齊詔二首

荆詔高氏因時放命據有汾漳
擅假名器靡率永久朕以亭毒
為心遵養時晦遂敢躬好務息

為心連養時晦遂敢躬好勞息
黎元而彼懷惡不悛尋事侵軼
背言負信竊色蔽茲注者軍下
宜陽豐由彼始兵興涉曲事非
我先此獲俘囚禮送相繼彼所
拘執曾無一及加以淫刑妄逞
毒賦繁興齊魯軼殍之哀幽
并企來模之望既禍盈惡稔眾
叛親離不有一戎何以大定今
白歲在辰涼風武節厲兵詰暴
時事惟宜朕當親御六師冀行
而討庶導祖宗之靈資將士之
力風馳九有電掃八紘可分命
衆軍指期進發

制詔夫樹之以君司牧黔首蓋
以除其苛慝恤其患害朕君臨

帝言夫權之小君司舉廢言善
以除其苛愿恤其忠告朕君臨
萬國志清四海恩濟一代之至
寔之仁壽之域緬彼齊趙獨為
匪惡乃睠東顧慮深長想偽主
涼德早聞醜聲夙看酒色是耽
盤遊是悅奄豎居何衡之任胡
生寄喉膺之重棟梁骨鯁前為
仇讎孤趙緒餘降戎巨隸至不
見德唯虐是聞朕懷茲漏網置
之度外以欲各靜封疆共紓至
瘼故也尔之主相曾莫是思欲
構厲階反貽其梗我之幸士咸

文館詞林卷第百六十二
詔冊二征伐上

中書令太子少詹事陳國公金堂王士蘭等開國公計發室奉勅撰

太宗文皇帝伐遼十詔一首

漢武帝欲伐匈奴詔一首

答淮南王諫伐越詔一首

魏文帝論伐吳詔二首

魏常道鄉公伐蜀詔一首

西晉武帝伐吳詔一首

答杜預征吳郡度詔一首

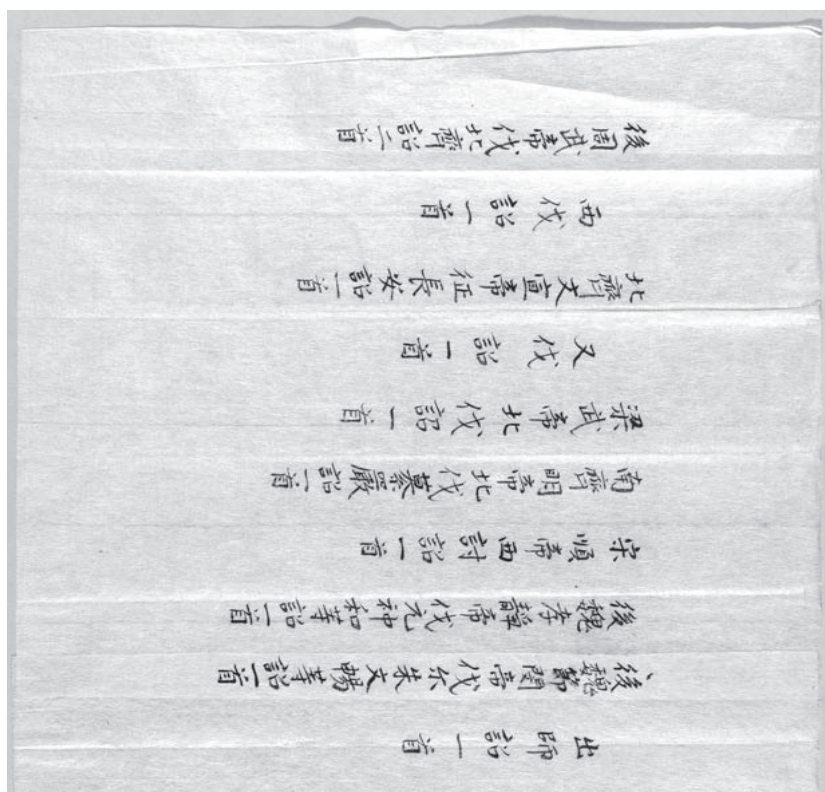
東晉明帝北討詔一首

東晉成帝北討詔一首

東晉安帝征劉敬詔一首

後魏孝文帝戒師詔一首

出師詔一首



(I33X@160@941)

目錄

文館詞林卷第六十一
詠廿二征伐

中書令太子詹事府司馬王僧虔等撰
勅撰

太宗文皇帝伐遼事詠一首

漢武帝伐匈奴收詠一首

各淮南王諷伐趙詠一首

魏文帝論伐吳詠一首

魏常道衡公伐蜀詠一首

聖晉武帝伐吳詠一首

各杜預征吳節度詠一首

東晉明帝北討詠一首

東晉成帝北討詠一首

東晉安帝征劉毅詠一首

後魏孝文帝伐尉詠一首

出師詠一首

後魏高祖常伐朱文暢等詠一首

後魏孝靜帝伐元神和等詠一首

宋順帝西討詔一首

南齊明帝北伐裴叔業詔一首

梁武帝北伐詔一首

又伐詔一首

北齊文宣帝征長安詔一首

西伐詔一首

後周武帝伐北齊詔二首

文館詞林序六石抄卷三下 後部毀慶祠宇堂宇因禁
政司宇十堂尉宇三教之雅令

中書 手 執樞

梁孝元帝許敬祖令一首

魏曹植毀鄆城故殿令一

魏司馬懿祠令一

梁孝元帝祠居唐令一

魏司馬懿祠令一

以鄆稱殺太子衍令一

陳後主在東宮監學聽講令一

魏司馬懿收田祖令一

梁孝元帝郊農令一

魏司馬懿在梅丘墓月旦各言四令一

梁司馬懿改膳道莊令一

梁司馬懿南宮朝講令一

陳東宮制令一

高祖文帝立帝作相立定太子令一

魏司馬懿令一

論東土行狀令一

魏司馬懿乞租賜諸將令一

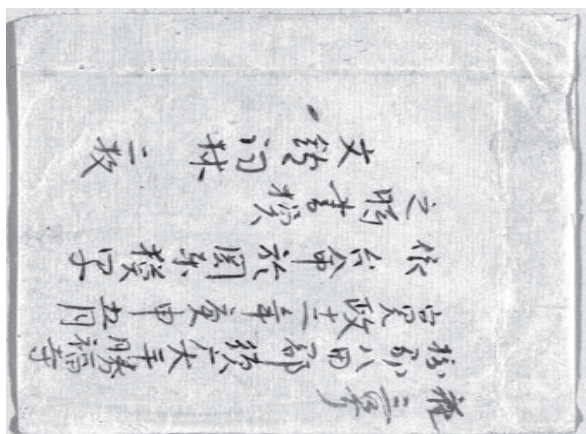
魏司馬懿乞田令一

魏西植堂四行卷一
四庫全書
劉聖謨高樸卷一
所著瘡論卷一

魏武平軍將敗程罪令一
梁孝文帝與諸侯令一
夏商周令一
宋晉元帝改元赦令一
梁武帝受定章邑赦令一
開國赦令一
魏武平盡朝臣依令一
魏武自托自試令一
梁武帝自生境諸令一
斷少平依令一
掩破諸理此箇令一
葬葬亡者令一
梁孝文帝上封令一
大小一

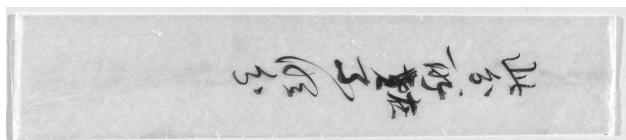
《参考図版》

○卷三四八附帶袋



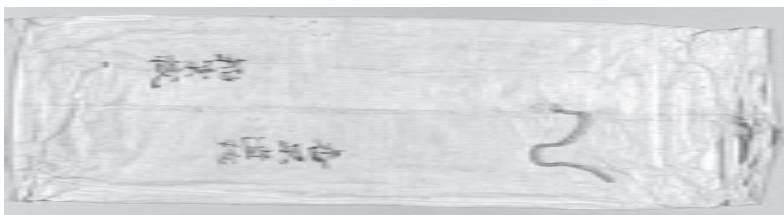
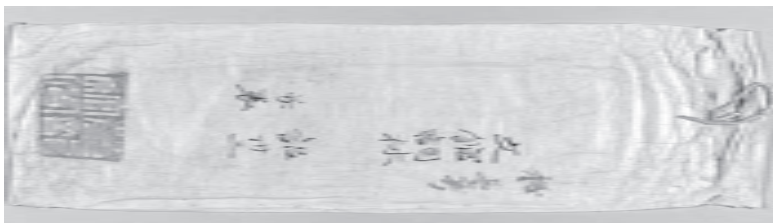
(133X@160@948)

卷四五五附帶包紙

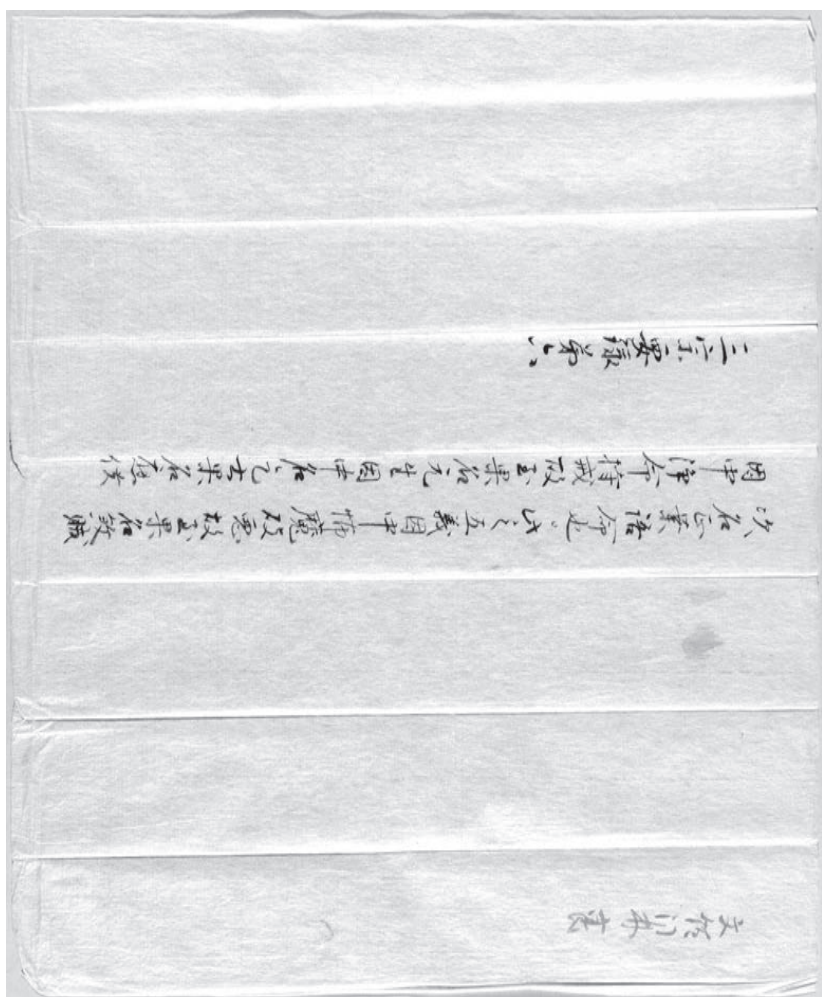


(133X@160@938)

○附帶袋



(133X@160@937)



與而故身。悟意業。此後正業。正權。正命。略行山名
無真底而故身業。正業。正業。正業。正業。正業。正業。
而故意業。正命。即淨命也。今疏。意。准。元。負。三。業。
次。正。業。正。命。是。以。之。義。因。中。怖。魔。及。鬼。故。正。業。在。數。胎
因。中。淨。命。持。戒。取。正。果。元。正。因。中。始。元。正。果。復。快

一

二宗要脉第

